

長德寺	東葛城村河合	向井	法山	上善寺	貝塚町南ノ丁	米子	教順
安福寺	同相川	鼎	順聽	如來寺	佐野町	松村	得秀
彌勒寺	同塔原	前田	良圓	法樹寺	熊取村七山	丹農	融定
轉法輪寺	山瀧村大澤	高見	教倫	安養寺	木島村名越	館	長順
長樂寺	北近義村昌中	信	鳳碩	上善寺	佐野町	谷	性運
淨雲寺	同脇濱	松室	愍鏡	大光寺	北中通村中ノ庄	藤井	圓敬
淨國寺	南近義村澤	三宅	性隨	永福寺	長瀧村	吉水	圓徹
安樂寺	同橋木	伊藤	隨亮	淨林寺	田尻村吉見	石田	了定
上福寺	同地藏堂	普	門隆	明福寺	長瀧村	龜井	學真
長泉寺	同	載木	孝禪	清福寺	同	坂野	圓有
萬德寺	同澤	三宅	俊超	淨蓮寺	南中通村安松	原	順雄
專念寺	麻生郷村堀	米子	順誠	淨音寺	同岡本	竹内	敬善
西上寺	日根野村	大音	澄道	觀音寺	同椋井	福岡	稱榮
楞嚴寺	同	山内	智善	地藏寺	東信達村童子畑	福岡	稱榮

淨雲寺	同	前田	了因	阿彌陀寺	同六尾	麻生	守彦
地藏寺	同	極樂寺	同葛畑	極樂寺	同葛畑	清水	瑞靜
眞如寺	北信達村市場	吉水	戒珠	勝樂寺	西信達村同北野	田中	眞海
了安寺	同大苗代	安田	香道	淨泉寺	同岡田	上續	眞月
法然寺	雄信達村男里	辻	齋勵	光明寺	同中小路	太田	德純
光明寺	同幡代	金加	定心	善性寺	尾崎村	三輪	常禪
淨福寺	新家村	吉水	民譽	西林寺	淡輪村	白川	洪孝
宗福寺	同	吉本	定順	宗福寺	下莊村箱作	香川	正道
清明寺	同	伊藤	純達	萬願寺	同貝掛	片岡	說融
瑞寶寺	東鳥取村自然田	澤村	常倫	西教寺	淡輪村	山中	湛承
潮音寺	同鳥取中	大浦	齋實	法福寺	西鳥取村波有平		
黒田寺	同黒田	吉水	義鳳	西光寺	同	稻村	諦純
地福寺	同山中	天野	榮巖	稱念寺	同新		

來迎寺 同

淨土宗寺院卜住職氏名ノ部

堺市ノ部 (淨土宗)

宗泉寺	柳の町東二丁	梅原	順海	大善寺	柳の町東二	清原	丈龍
宗見寺	北半町西一丁	角田	戒響	善長寺	神明町東二	矢部	文雄
蓮華寺	宿屋町東二	小林	宣遵	法傳寺	同	平等野	德遵
淨光寺	錦町東二	河合	常玄	淨念寺	柳の町東三	山名	俊瑞
福成寺	同東三	松壽	春曉	榮松寺	綾の町東二	泉谷	定信
宗宅寺	北半丁西一	江崎	隆善	證誠寺	柳の町二	松浦	心成
誓源寺	櫛屋町東三	潮見	眞定	大心寺	戎之町東四	桑山	實成
遍照寺	同	松井	靜進	龍門寺	同	瀧川	龍海
安樂寺	同	瀧	智海	良俊寺	同東三	中西	禪心
西向寺	戎之町東三	松壽	心明	西福寺	同	松壽	春月
本願院	東之町東四	吉水	秀愍	淨信寺	同東六		

常安寺	熊野町東三	大崎	瑞雅	寶樹寺	中之町東三	環	眞立
不遠院	同	松壽	心教	長德寺	同	壽	寶義
億土院	同	遠藤	瑞月	生善寺	同	伊藤	圓龍
超善寺	同東四	桑山	實成	阿免寺	同西三丁	笹脇	大誠
盛宗寺	同東三	矢尾	高圓	安養寺	甲斐町東二	佐々木	賢雄
金蓮寺	同			玉圓寺	同	山本	瑞光
極樂寺	同			了覺寺	同	金毛	舜瑞
大阿彌陀經寺	寺地町	岩井	智海	阿彌陀寺	市の町東五	中尾	隆岳
專稱寺	新在家町東四	宇佐美	泰民	法行寺	同二丁		
長泉寺	同	三浦	廡海	淨妙寺	同東四丁	杉村	玉章
正明寺	同	西岡	孝道	西方寺	同	松壽	眞月
幸徳寺	同	登伊羅	法忠	辯順寺	南半丁西一	岸田	大賢
阿彌陀寺	同	信樂	義贊	賢清寺	新在家町東四	山北	貞善
延命寺	同	中村	常愍	寶泉寺	同	中島	達靜

淨土宗寺院卜住職氏名ノ部

北河内郡ノ部 (淨土宗)

來迎寺	庭窪村佐太	中村 正道	稱迎寺	四條村龍間	盛岡 清心
妙樂寺	同北	笹田 教冠	正圓寺	甲可村清瀧	細井 淳道
極樂寺	同藤田	田中 梁圓	大正寺	同岡山	大鹿 宥準
大念寺	同梶	森 諦順	正緣寺	水本村燈油	吉本 成孝
正覺寺	同大庭	瀧村 靈巖	明光寺	同打上	水谷 祐高
來稱寺	同八雲	松本 孝道	西蓮寺	同寢尾	延山 龍音
常樂寺	同仁和寺		大恩寺	豐野村秦	永岡 義純
西向寺	同大日	堀 善良	秋立寺	同高宮	
常稱寺	同高瀨	山口 順澄	清岸寺	同秦	
貴得庵	同高瀨		專稱寺	九個村池田	吉田 俊芳
釋迦寺	同		明泉庵	大和田村	
慈光寺	星田村	吉本 隆教	淨土院	蹉陀村中振	吉川 恭聞

光林寺	同	堀本 賢明	白雲寺	牧野村洛	堀場 法遵
藥師寺	同	柴田 隆瑞	西雲寺	同	芝山 隆孝
想善寺	交野村	我生 賢應	清傳寺	同	宮川 孝倫
彌勒寺	甲可村南野	高野 純照	觀音寺	同養父	清水 準孝
十念寺	四條村北條	岡本 教純	成雲寺	同上島	井上 榮真
須彌寺	磐船村森	奧門 祥巖	常照寺	同下島	大澤 清信
大道庵	同		正念寺	招提村	一法 貞溫
臺鏡寺	牧方町牧方	野々垣靈巖	西光寺	樟葉村船橋	作見 教隆
一乘寺	同	寶田 法道	安養寺	同楠葉	太田 祥真
東福寺	蹉陀村走谷		淨土寺	同船橋	
淨蓮寺	牧野村禁野	大橋 麟達	建長寺	同楠葉	花本 德純
延壽寺	樟葉村楠葉	窪井 玄成	法樂寺	津田村野	
長福寺	同	大鐘 得然	明通寺	交野村郡津	松宮 學松
光明院	同	山本 眞學	雲林寺	磐船村私市	篠原 貫珠

傳相寺	同	光明寺	川越村村野	羽田	原道
極樂寺	同	釋尊寺	同	松宮	明學
稱念寺	菅原村長尾	金龍寺	同茄子作	中川	智春
來雲寺	氷室村尊延寺	西雲寺	氷室村穂谷	辻	順道
正覺寺	山田村田口	西方寺	氷室村杉	安岡	龍天
圓通寺	津田村津田	圓通寺	山田村田口		

中河内郡ノ部 (淨土宗)

玄清寺	牧岡村額田	杉森	貫隆	藥師寺	若江村若江北	永井	蓮有
來迎寺	高安村大窪	伊藤	海雲	松桂寺	八尾町東郷	岡橋	任光
安養寺	同恩地	堀井	惠覺	慈眼院	池島村	醫羅子	義道
誠德寺	同	加納	智音	往生院	枚岡村南村		
觀音寺	意岐部村			攝取庵	楠根村長田		
得生寺	南河内石川村			東之坊	正覺寺		

南河内郡ノ部 (淨土宗)

安福寺	玉手村玉手	里見	圓瑞	西方寺	富田林町入毛谷	鈴木	徹善
淨信寺	大伴村別井	吉水	善法	阿彌陀寺	國分村	後藤	音徹
極樂寺	同	谷澤	光純	善光寺	小山村小山	加藤	玄郷
西方院	磯長村太子	蘇我	惠信	宗善寺	道明寺村		
入信寺	道明寺村大井	吉村	準登	善正寺	石川村大ヶ塚		
迎接寺	黒山村黒山	吉井	唱信	長圓寺	古市村古市		
觀音堂	柏原村柏原	小谷	清光	往西寺	白木村		
西光寺	中村			道生寺	三木本村		
西方院	磯長村太子	蘇我	惠信				

五 日蓮宗寺院卜住職氏名一覽(大阪府管内市内四十一ヶ寺 郡部八十九ヶ寺)

拾一教區第一部錄所 (東區西高津中寺町正法寺内) 錄司 山田日行
 同 第二部錄所 (三島郡五領村上牧本澄寺内) 錄司 小野日憲
 同 第三部錄所 (豐能郡田尻村長久寺内) 錄司 吉野善達
 同 第四部錄所 (泉南郡佐野町妙光寺内) 錄司 西阪遵道
 本山 妙國寺 (堺市材木町東三丁目) 住職 神保辨靜
 大阪佛教和衷會 (北區末廣町成正寺住職) 常務理事 山村貫立

東區卜南區ノ部 (日蓮宗)

(寺號)	(所在地)	(現住職)	(寺號)	(所在地)	(現住職)
自安寺	難波河原町	山田 日行	夕雲庵	難波新地六	永田 智音
西正庵	難波新地六	筒井 春令	藥王寺	西高津中寺町	堀口 日完

常國寺	西高津中寺町	永井 泰惠	妙壽寺	同	三浦 顯孝
蓮光寺	同	葛井 泰雅	本要寺	同	金山 日雅
正法寺	同	藤村 惠照	妙德寺	同	吉澤 孝順
圓妙寺	同	深川 觀察	雲雷寺	同	深見 靈照
法性寺	同	東儀 泰本	夕願寺	谷町九丁目	有光 有靜
寶泉寺	同	池田 慈雲	妙像寺	谷町八丁目	淵田 東綱
本照寺	谷町八丁目	辻本 英眞	正覺寺	同	犬飼 泰妙
長久寺	同	鎌田 潮音	海寶寺	同	高見 智靜
妙光寺	同	佐野 貫孝	法妙寺	同	上木 龍諦
本長寺	同	上木 海正	良政寺	東平野町二	志村 智昇
本政寺	同	竹元 龜遊	欣心庵	同	室木智鶴尼
妙經寺	同	井畑 友哲	寶樹寺	上本町六	
宗林庵	上本町八丁目	山本智妙尼			

北區卜西區ノ部 (日蓮宗)

成正寺	北區末廣町	山村 貫立	妙福寺	北區末廣町	早川 日悌
本傳寺	天滿西寺町	丸田 惠貞	善正寺	同東梅ヶ枝町	瀨川 惠温
法清寺	同曾根崎上町	矢野 智元	淨祐寺	同梅田町	上野 顯登
善德寺	同本庄葉村町	永瀧 堯俊	幸松寺	同本庄浮田町	掛下 觀薩
知足庵	北區天神橋五	宍戸 智孝	正善院	北區天神橋四	向井 貫澄
音明寺	西區本田町一	大江 亮運	妙見寺	西區九條町	村瀨 至準

西成・東成郡ノ部 (日蓮宗)

如在庵	豐崎村南濱	長田 惠峻	妙真寺	神津村野中	笹部 日安
導通寺	中津町下三番	安田 智英	寂光寺	中島村	山尾 智清
正蓮寺	傳法町南傳法	山村 憲善	朝日庵	東成郡森村	藤原 妙清
長法寺	安土町		松寶寺	墨江村殿辻	安部 泰學

中河内郡ノ部 (日蓮宗)

本了寺	惠我村若林	松葉 堅修	東池庵	惠我村若林	
蓮城寺	若江村	中西 清觀	善宗寺	松原村田井城	
勸成院	池島村豐浦		善遠寺	住道村三箇	西村 智仙
境智院	孔舍衛村日下		本妙寺	同	岩崎 日軌

三島郡ノ部 (日蓮宗)

本澄寺	五領村上牧	小野 日熹	一乘寺	五領村梶原	中川 良宏
本立院	同	林 惠妙	安隱寺	同	
眞如院	同	木村 惠淨	田中寺	同	小林 行文
妙淨寺	同井尻		源覺寺	同	
妙德寺	茨木町	西山 秀妙	成就寺	同萩の庄	中西 惠隆
妙本寺	島本村廣瀬	雜賀 龍仙	法照寺	盤手村下	山田 智圓

本行寺	高槻町	佐野	順保	乾性寺	同古曾部	原田	海溫
圓通寺	富田村	玉谷	智善	廣宣寺	阿武野村氷室	西川	日遵
本頂寺	春日村郡山	萩原	即善	經王寺	同塚原	熊代	日秀
長榮寺	三ヶ牧村柱本	加納	慧定	妙樂寺	鳥飼村鳥飼下	山尾	智修

豐能郡ノ部 (日蓮宗)

法華寺	南豊島村原田	大岩	定進	新福寺	庄本村	水谷	惠淳
本養寺	池田町	難波	慈明	止々庵	中島村服部	前田	惠妙
眞如寺	東郷村地黃	佐野	學山	圓珠寺	東郷村野間中	一庭	顯照
清普寺	同	長井	辯融	興德寺	同野間大原	中西	恕空
法性寺	東能勢村切畑	下浦	日靜	法華寺	同稻地	吉野	善達
善福寺	野間出野	高谷	智勇	長久寺	田尻村下田尻	立野	究竟尼
蓮華寺	枳根莊村今西	金山	慈政	妙唱寺	同上田尻	長田	行學
妙圓寺	同長谷	高橋	貫愿	妙法寺	歌垣村倉垣		

安穩寺	歌垣村倉垣	深川	文明	妙華寺	同吉野	里見	觀如
正林寺	同	涌泉寺	同倉垣			中川	惠淳

堺市ノ部 (日蓮宗)

妙國寺	材木町東三	神保	辯靜	本要寺	新在家東二	黒田	惠海
惠照院	同	澤田	智全	妙慶寺	同	筒井	妙道
梅明院	同			本光寺	大町東四	妙立	英壽
本教寺	甲斐町	吉田	日英	圓明寺	同	金平	正良
本成寺	寺地町	中村	惠妙	櫛笥寺	同	加藤	隨隆
興覺寺	櫛屋町東四	青木	龍雲	養壽寺	同	倉橋	順榮
妙法寺	中ノ町東三	藤井	行本	成就院	宿屋町東三	金田	是信
經王寺	九軒町東二	守法	即行	月藏寺	柳ノ町東二	森岡	文學
妙光寺	南旅籠町東五	岡田	學妙	欣求庵	中河内牧野		

泉南郡卜泉北郡ノ部 (日蓮宗)

妙淨寺	泉南郡佐野	妙光寺	泉南郡佐野町	西阪	遵道		
青龍院	箱作	中谷	龍學	圓教寺	岸和田町	山崎	泰昇
長安寺	同西信達村岡田	寺内	龍孝	妙泉寺	同貝塚町近木	小野	好慈
本昌寺	同岸和田町	久保	泰直	感應寺	泉北郡富藏	石鍋	眞如
妙源寺	泉北郡府中	田中	眞明	妙法寺	鶴田村菱木	下門	唯禎
妙泉寺	同和氣	岡田	秀得	慈眼寺	大津村	安東	正惠
法華寺	中百舌鳥村梅	河村	妙春	本行寺	港村	安東	英正
長源寺	港村	井阪	惠源				

六 本門法華宗寺院卜住職氏名一覽

(大阪府管内市郡三十八ヶ寺)

第三教區事務所

(東區西高津中寺町妙堯寺内)

宗務取締 信隆日秀

東區ノ部 (本門法華宗)

(寺號)	(所在地)	(現住職)	(寺號)	(所在地)	(現住職)
妙堯寺	西高津中寺町	信隆 日秀	妙法寺	谷町八丁目	鎌廣 晋翁
本覺寺	同	福原 日事	久本寺	同	増田 日繼
久成寺	同	岡田 日全	本經寺	西高津中寺町	赤澤 日雄
本行寺	同	釋 日適	福泉寺	同(本妙法)	嶼村 日雄

南區・北區・西區ノ部 (本門法華宗)

本成寺	北區玉江町	野原 日隨	榮正庵	同東平野町	木村 日念
岡松寺	北區上福島	黒田 完龍	藥蓮寺	同	澤田 智榮
藤井寺	同曾根崎	中川 日傳	西念寺	同東河原町	赤阪 泰賢
清風寺	同上福島	西村 現良	上行寺	西區港屋町	内田 泰嚴
安養寺	同天神橋六	高橋 日學			

本門法華宗寺院卜住職氏名ノ部

西成卜東成郡ノ部 (本門法華宗)

慶住院	西成郡南濱	常善寺	東成郡西今里
大澤寺	大道村南大道	本妙寺	同平野郷
大願寺	同蒲田	法華寺	南河内北加納
		島田	日哉

堺市卜泉北郡ノ部 (本門法華宗)

顯本寺	宿院町東三丁	今井	日周	本受寺	宿屋町東三丁	川添	日行
法華寺	甲斐町東三丁	長濱	學順	妙圓寺	戎島、新田		
眞如庵	市の町寺町	宇野惠照尼		惟妙寺	泉北郡土師	辻	智學

北河内郡卜南河内郡ノ部 (本門法華宗)

本嚴寺	友呂岐村三井	日種	觀明	妙法寺	甲可村字砂		
本信寺	同木屋	藤井	日賢	妙圓寺	九ヶ庄村砂	太田	禎彦

大隆寺	牧方町牧方	金杉	日應	正立寺	同黒原	大元	純妙
小松寺	星田村	小山	現信	眞淨寺	山田村中宮	石川	大觀

七 本門宗寺院卜住職氏名一覽(大阪府管内市郡九ヶ寺)

本門宗第拾教區事務所 (北區末廣町) 宗務取締 矢田 智玄
 圓 頓 寺 (北區太融寺町) 宗務主事 佐藤 順英

市郡ノ部 (本門宗)

(寺號)	(所在地)	(現住職)	(寺號)	(所在地)	(現住職)
蓮興寺	北區末廣町	矢田 智玄	壽光寺	東區小橋	望月 海禮
正福寺	西成郡宮原新家	藤田 精妙	本成寺	三島郡栗生	
正福寺	同玉手町	高橋 勇圓	住本寺	堺市甲斐町三	
本性寺	北河内郡佐太	荒井 是忍	上行院	南河内郡額田	

八 天台宗寺院卜住職氏名一覽(大阪府管内市内十七ヶ寺各郡三十八ヶ寺)

第六教區宗務所 (南區別格本山四天王寺境内) 教區長 市川圓常

同主事 須磨德豪 同主事 藤木秀道 同主事 吉川智懿

南區東・西・北區ノ部 (天台宗)

(寺號)	(所在地)	(現住職)	(寺號)	(所在地)	(現住職)
四天王寺	天王寺	吉田 源應	地藏院	勝山通一	
東光院	同山内	市川 常圓	勝鬘院	夕陽丘町	森 善應
一音院	同	佐野 齋應	正善院	土塔町	
中の院	同	村上 貫應	天鷲寺	夕陽丘町	
吉祥院	同	平賀 晁順	眞光院	六萬體町	清水 準徹
靜泉院	同	塚原 太應	清光院	令人町	木下 聰順
施行院	天王寺	内田 賢應	奥の庵	六萬體町	大澤 清純

寶泉寺	東區龍藏寺町	廣瀬 性建	光智院	北區上福島	小泉 中成
祐泉寺	西區三軒家	梅田 無學			

泉北郡卜泉南郡ノ部 (天台宗)

施福寺	横山村	坊城 英嚴	成就院	南松尾村	
大威德寺	山瀧村	塚原 大應	明王院	同	
松尾寺	南松尾村	昇輝 舜輝	萬藏院	同	立松 惠純
北寶院	横山村	櫻井 光音	寶珠院	同	
智積院	同		辻寶院	山瀧村	
靈山院	同		穀屋坊	同	
中之坊	同	坊城 實皎	井上坊	横山村	清水 實然
觀音院	同		蓮華院	同	
水間寺	泉南郡木島村	荻原 義憲	南泉寺	泉南郡樽井村	津守 範遵
興善寺	同多奈川村	荒木 慈海	寶瓶院	同南松尾村	高岡 舜輝

泉福寺	下莊村	神於寺	東葛城村
福智院	東葛城村	金剛寺	南松尾村
正明院	同	觀音院	木島村
		藤枝	知戒
		橋谷	常照

三島郡外各郡ノ部 (天台宗)

神峯山寺	清水村	近藤	大道	龍光院	清水村
本山寺	同	岡本	幸認	安岡寺	同
寂定院	同	近藤	雅道	光明院	堺櫛屋町
地藏寺	東成郡墨江	須摩	德豪	法安寺	北河内郡九ヶ庄
可笑庵	同城北村			天台庵	中河内郡八尾
地藏寺	南河内加賀田			光澤寺	堺市新庄家町
					藤木
					秀道
					山田
					隆道

九 眞宗大谷派寺院卜住職氏名一覽

(大阪府管内 市内六十九ヶ寺 郡部四百三〇ヶ寺)

難波別院	(東區久太郎町四丁目)	輪番	井上諦圓	
大阪教務所	(難波別院内)	管事	丹羽圓	
大谷女學校	(同)	校長	左藤了秀	
同	(同)	主幹	赤阪賴俊	
大阪教務所	(同)	布教使	木村宗圓	
天滿別院	(北區岩井町二丁目)	輪番	三山元樹	
	(同東梅田町中外日報支局)	記者	豐島哲魔	
難波別院詰番	栗本祐一	教務所書記	武田諒	
第一組長	赤阪賴俊	第一副長	上杉了憲	
第二組長	越谷祐良	第二副長	稻葉教山	
第六組長	海老海行權	第六副長	神保朝悟	
			第四副長	武石信喜代

眞宗大谷派寺院卜住職氏名ノ部

東區ノ部 (眞宗大谷派)

(寺號)	(所在地)	(現住職)	(寺號)	(所在地)	(現住職)
淨雲寺	瓦町二	左藤 了秀	淨圓寺	唐物町一	
妙琳坊	北久太郎町四	赤阪 頼俊	定專坊	平野町三	牧野 大問
稱念寺	同	岸野 元水	蓮久寺	東雲町一	入江 善慶
祐光寺	森の宮東之町		正福寺	釣鐘町二	長洲 雄
蓮通寺	谷町四	藤溪 正憲	徳成寺	内久寶寺町三	目幸 凝觀
受念寺	島町一	岸上 惠正	本覺寺	徳井町一	藤岡 了淳
圓周寺	南新町一	島 得雄	淨源寺	久太郎町三	木村 宗圓
聞信寺	同四		妙勸寺	同四	
光徳寺	南久太郎町一	松谷 現乘	玉泉寺	北久寶寺町二	木村 宗謙
善瑞寺	久寶寺町三	小谷 良意	專行寺	上難波北の町	武石信喜代
即應寺	難波別院内	藤井 圓輝	仁託寺	同	山口 順恭

宗恩寺 上綿屋町

池田 了完

光照寺 平野町十

南區ノ部 (眞宗大谷派)

唯專寺	木津勘助町	跡見 法專	專宗寺	天王寺大道一	葛城 惠深
憶想寺	惠美須町	神保 朝悟	金蓮寺	同	大浦 惠暢
了安寺	生玉前町	海老海行權	紹隆寺	同阿倍野筋一	喜佐上惠洞
淨願寺	同人町		南照寺	同二	瓊岸 彝九
法山寺	同	藤原 敏	妙善寺	同茶白山町	澤田 了顯
光圓寺	順慶町二	室殿 常丸	佛足寺	同北河堀町	清水 了圓
誓得寺	大寶寺町中町	加藤 敬憲	淨安寺	鍛治屋町	
佛願寺	博勞町三	佐々木專念	定久寺	同	竹中 了義

西區ノ部 (眞宗大谷派)

勝光寺	九條町	足立 義圓	正行寺	九條町	有井 章清
-----	-----	-------	-----	-----	-------

眞宗大谷派寺院卜住職氏名ノ部

專稱寺	三軒屋上の町	川岸	信言	應因寺	阿波座四番町	古澤	文龍
圓照寺	江戸堀北通一	越谷	泰俊	光禪寺	新町南通三	上杉	了憲
光源寺	北堀江下通六	加藤	大觀	因順寺	京町堀上通四		
德照寺	京町堀上通二	藤井	信悟	光明寺	同五	石津	良尊
長安寺	同	長洲	了證	本重寺	南堀江上通一	清水	諦寛
極樂寺	北區玉川町	深田	惠順	最勝寺	北堀江	佐野	宣義

北區ノ部 (眞宗大谷派)

正覺寺	今井町	志貴	瑞芳	蓮澤寺	川崎町	秦	晃海
淨教寺	此花町一	稻葉	教山	祐泉寺	同	赤松	
淨信寺	樋上町	平澤	玄慧	善覺寺	北野兎我の町	佐藤	祐順
明福寺	興力町一	巨津	善議	本教寺	天滿橋筋三	越谷	了誠
西慶寺	空心町一	平松	龍定	光滿寺	老松町二	越川	了啓
常圓寺	富田町	越谷	祐良	長教寺	曾根崎上四		

德龍寺	相生町	稻葉	舜英	南德寺	新家東の町	有田	靜曉
淨行寺	中之町	蓮沼	一葉	南江寺	澤上江町		
本照寺	天滿橋筋西四			本遇寺	上福島二	辻本	靜教
南德寺	新家東ノ町	有田	靜曉	養善寺	東成郡鷹合	久世	映量

東成郡ノ部 (眞宗大谷派)

願正寺	榎本村下ノ辻	安間	知海	今福寺	鯉江村今福	長井	慈麿
正因寺	同放出	頼尊	惠宋	專宗寺	城北村赤川	本田	慈孝
來迎寺	榎並村野江	寺林	林	願光寺	清水村馬場	茨田	慈眞
雲觀寺	同内代	青木	知宣	正嚴寺	古市村森小路	安間	知海
西教寺	天王寺阿倍野			正圓寺	中本村中濱	寺島	智照
聞通寺	北新開庄村鵬野	多田	滿之	光泉寺	小路村中川	宇陀	慈教
來通寺	同	石山	知德	偏増寺	同片江	増山	周啓
善福寺	同天王田	江村	成章	淨恩寺	同腹見	七尾	謙藏

安泉寺	鶴橋村猪飼野	猪甘	俊讓	光明寺	同小瀬	
圓龍寺	同	門井	專	妙信寺	同大友	
速成寺	同岡			蓮乘寺	北新開長田	日野 慈雲
林照寺	北新開左專堂	青柳	賢山	慧光寺	平野郷町	近松 豊淳
淨琳寺	中本村中道			淨永寺	同	山中 敬二
誓立寺	同本庄	森	止	瑞興寺	同	清 秀圓
長龍寺	南新開庄村深江			正業寺	同	新田 義元
光榮寺	同			即法寺	同	杉浦 靈靜
弘願寺	生野村田島			專念寺	同	長谷澤義純
寶圓寺	喜連村	白川	義成	願正寺	同	織田 賢雨
專稱寺	同	沼田	惠原	榮行寺	北百濟村今林	長井 慶岸
傳了寺	同	猪妻	圓海	圓通寺	榎本村今津	奥田 法幢
光琳寺	北百濟村桑津	日野	龍鳳	願教寺	同	
覺林寺	南百濟村湯谷島	鷹合	義誠	稱恩寺	同	

西元寺	田邊村北田邊	上林	靈正	西光寺	依羅村苅田	的場 淨華
安樂寺	同南田邊	藤原	蕩除	安樂寺	同庭井	
恩樂寺	同			引接寺	同我孫子	新川 義寛
松林寺	住吉村	菅沼	正住	圓覺寺	同杉本	的場 深諦

西成郡ノ部 (眞宗大谷派)

教安寺	豊里村竹間	桂	惠雲	光明寺	中島村江口	山内 賢秀
教應寺	同野村	建部	教語	向稱寺	同小松	植田 寶幢
正泉寺	同能條			願力寺	西中島村柴島	廣澤 蕃
等正寺	大道村三寶寺	不可三祥龍		長源寺	勝間村	藤枝 正觀
西福寺	同辻堂	石川	宗忠	金剛寺	同辰巳	安藤 靜惠
等覺寺	同今在家	菅	永瑞	遍滿寺	稗島村稗島	河野 善雄
空樂寺	神津村今里	吉田	法宣	慈雲寺	同	江村 速雄
南桂寺	鷺洲村海老江	奧林	勸誠	慶善寺	傳法町北四	蔭山 祐教

圓勝寺	同大仁	増田 貞曉	淨圓寺	千船村大和田	佐藤 界龍
光專寺	同	山上 得是	了願寺	川北村中島	安間 靜雄

三島郡ノ部 (眞宗大谷派)

教圓寺	清溪村佐保	加藤 速成	教正寺	見山村錢原	稻葉 賢惠
教恩寺	同	松村 定圓	教誓寺	石川村安元	
教願寺	同	本田 義圓	圓福寺	同大岩	藤川 一法
長福寺	同泉原	小泉 惠伯	淨流寺	阿武野村宮田	
長德寺	同		淨正寺	同奈佐原	清野 良房
西方寺	同高山	高山 惠廣	長賢寺	清水村萩谷	桑田 靜園
開力寺	清水村服部	桑田 晃雲	唯德寺	同服部	當麻 圓乘
圓照寺	清水村原		榮久寺	豐川村粟生	岩崎 重教
淨因寺	高槻町高槻		教信寺	同宿之庄	桑原 顯正
圓覺寺	如是村西五百住	雪村 順道	正覺寺	同道祖本	三田 秀觀

是三寺	高槻町高槻		玄通寺	同	水尾 法順
永照寺	富田村富田	好田 宗誓	遍照寺	福井村福井	
專想寺	春日村倍賀		光得寺	三島村田中	鷺尾 順敬
唯敬寺	茨木町茨木	本多 了壽	慈光寺	同鮎川	加藤 法水
淨教寺	同	松尾 可秀	西方寺	鳥飼村八町	川那邊 治
圓長寺	宮島村島	島田 長九	安樂寺	同下	十川 木生
皆念寺	三箇牧村唐崎	本田 惠堯	善勝寺	同	間 慧憲
碧流寺	同三島江	三牧 得昇	淨真寺	溝咋村十一	川那邊秀雄
南林寺	山田村山田下	箕林 憲	正應寺	北河内津田村	

豐能郡ノ部 (眞宗大谷派)

誓願寺	南豐島村原田	渡邊 賢明	專行寺	細川村中川原	山庄司正信
徳用寺	同穗積		圓成寺	東山村	山脇 義空
淨圓寺	箕面村半町	難波 教冲	順正寺	北豐島村北轟木	

看景寺	豐中村新免	豐島	丁寛	稱徳寺	岸部村南	岸部	丁圓
慶徳寺	味舌村正音寺	井關	專明	淨光寺	東能勢村野間口	木田	赫然
明善寺	同味舌	馬場經若丸		安樂寺	宮島村野々宮	水江	貫中

南河内郡ノ部 (眞宗大谷派)

光照寺	金岡村金田	遊佐	寂然	大念寺	日置莊村西	遊佐	法誠
蓮開寺	同			觀善寺	同		
西向寺	同長曾根	新川	義純	妙覺寺	同原寺	萩原	風崑
正雲寺	同	上原	了惠	專入寺	丹比村多治井		
稱念寺	北八下村河合			淨願寺	同檉山		
了信寺	道明寺村國府	山内	昇教	南溪寺	藤井寺村藤井寺	楠井	正道
正念寺	同大井	狹霧	可之	光乘寺	同岡	岡山	得忍
養源寺	同船橋			長因寺	小山村小山		
寶城寺	同北條			專念寺	同津堂	乾	公次

宗徳寺	同澤田			法光寺	白木村		
妙雲寺	同古室			佛號寺	駒ヶ谷飛鳥	芝辻	歌磨
正泉寺	山田村山田	秦井	本照	金光寺	喜志村		
林光寺	同			光圓寺	同	紫籬	圓應
圓明寺	同			正受寺	新堂村中野	松山	正義
願永寺	駒ヶ谷村	松川	智誠	淨照寺	千早村中津原	神澤	鼎
西應寺	同	中田	善隆	光明寺	河内村下河内	藤井	靜本
安傳寺	喜紀村田井中	山内	喚命	雲觀寺	柏原村柏原	小崎	了舜
聞法寺	同弓削	梅山	惠省	易往寺	同		
定善寺	同老原	藤田	收	託蓮寺	同	松山	惠教
養照寺	同			榮久寺	同		
願立寺	太田村太田	鷲	康勝	阿彌陀寺	同	高内	大健

北河内郡ノ部 (眞宗大谷派)

常宗寺	住道村灰塚	山田	正教	願得寺	門真村門真	清澤	勝乘
宗圓寺	古宮村濱	前田	現巧	願乘寺	同		
慈恩寺	同	黒林	淨圓	教安寺	同	洲崎	善壽
圓立寺	諸提村構堤	越浦	一有	道德寺	同	入江	智照
圓滿寺	同諸口	土井	信雄	西方寺	同	馬場	法康
眞宗寺	同	金井	行圓	即念寺	同	河那部	惠成
辻道寺	三郷村寺方	龜谷	方隆	本乘寺	同	藤谷	亮雲
極樂寺	同	小峯	孫輝	勸正寺	三郷村大枝	長谷	了義
報春寺	同	佐治	惠順	清澤寺	守口町土居	澤田	俊諦
護念寺	同高瀬			本龍寺	同		
本光寺	同			成覺寺	二島村稗島	大島	石心
盛泉寺	守口町守口	本多	成周	願了寺	庭窪村八雲		

覺了寺	三郷村橋波	藤谷	大信	本教寺	南郷村新田	善澤	福丸
唯稱寺	同			明福寺	同太子田	梓	覺了
福圓寺	四宮村下馬伏	湯谷	宣流	泉勝寺	同赤井	小松	一壽
善福寺	同岸和田	蓮沼	靈照	本念寺	同水野	辻岡	惠隆
安乘寺	同巢本			西福寺	同御領	辻岡	芳訓
本正寺	同馬伏	市川	休成	常稱寺	大和田村打越	藤井	繁喜代
本蓮寺	同江端			淨圓寺	同横地		
心願寺	同下島頭			願泉寺	二島村北島	佐々木	菊丸
專立寺	古宮村北下			安通寺	同三津島	楠本	義貫
淨念寺	同南下	辻澤	一雄	西稱寺	同	溪崎	諦聰
瑞玄寺	四條村北條	寺本	海雄	覺順寺	四條村中垣内	廣岡	惠龍
本泉寺	甲可村葎屋	若松	勝圓	本行寺	九個莊村大和	小谷	辰麿
法念寺	同南野	長谷	賢成	雲齊寺	同仁和寺	三上	了眼
西明寺	同			西得寺	同點野	眞住	貞宗

願正寺	同上田	松川	惠忍	永安寺	同枯木	安城	法忍
福應寺	同	松川	惠觀	圓德寺	巽村大地	上場	顯弘
圓正寺	同岡			佛乘寺	同伊賀	藤並	榮雲
泉福寺	同	倉谷	賢證	定願寺	同四條	楠	超道
西方寺	同大塚			教恩寺	同西足代	稻田	圓智
敬念寺	同高見	齋藤	勇哲	法泉寺	同矢柄	長井	了照
眞證寺	加美村鞍作	松井	義道	西岸寺	布施村岸田堂	勝	得常
高陰寺	同正覺寺	安藤	康治	勝念寺	同太平寺	礪波	觀量
陽南寺	同	蜂須賀	照聰	念通寺	同荒川	尾野田	晴麿
南栖寺	鞍作新家			乘蓮寺	同永和	山内	賢輝
光泉寺	長瀬村衣摺	疋田	惠深	蓮信寺	同東足代	堤	佐太郎
光滿寺	同柏田	梶原	龍圓	淨光寺	同長堂	辻本	戒忍
究竟寺	同北蛇草	礪波	觀量	光讚寺	同永和		
願行寺	同			淨願寺	同都塚		

常得寺	同南蛇草	中原	皓然	遠慶寺	堅下村平野	大橋	惠雄
光德寺	堅上村雁多尾畑	松谷	現乘	廣照寺	同大縣	武田	信惠
眞福寺	同	四井	覺應	圓林寺	同太平寺	眞銅	秀葉
了仁寺	同時			正休寺	同安堂	本多	秀諦
佛念寺	三木本村大本	秦	玄成	西遊寺	八尾町小阪合	巖	佐
極樂寺	同北木	眞銅	秀丸	正願寺	同八尾座		
專光寺	龍華村龜井			淨興寺	同佐堂		
傳往寺	同植松	松川	竹丸	淨蓮寺	同庄ノ内		
善良寺	同			淨德寺	同穴太		
無量寺	同			信曉寺	同成法寺	小寺	惠淳
綠泉寺	曙川村刑部	谷	寛道	佛願寺	彌刀村近江堂	安城	義夫
慈願寺	八尾町八尾	鹿崎	法俊	法敬寺	同友井	靜谷	洞淵
聞成坊	同	前田	靜男	眞願寺	同小若江	藤井	惠實
觀智坊	同	池田	了明	圓光寺	萬願寺	秦	俊雄

眞宗大谷派寺院卜住職院氏名ノ部

德藏寺	同萱振	大江 民九	德因寺	小阪村中小阪	稻垣 惠等
善乘寺	同別宮	尾野田靈瑞	勝光寺	同寶持	榊原 法琳
本廣寺	三野郷村上ノ島	三明 圓流	淨願寺	玉川村瓜生堂	小寺 義淳
光蓮寺	同福萬寺	桂 寛常	淨休寺	同岩田	廣瀬 式部
滿福寺	同	高雄 正道	佛名寺	東六郷村加納	
西光寺	同上代		願行寺	同	村上 專悟
乘誓寺	同市場	松川 誓岸	稱名寺	同川田	
教覺寺	池ノ島村客坊		稱坊寺	西六郷村箕輪	小林 俊麿
往相寺	同池ノ島		西善寺	同中野	
泉證寺	同		稱揚寺	日根市村日下	大 戸
光泉寺	蕨尾新田	藤井 照信	即德寺	同善根寺	
淨雲寺	曙川村中田		法觀寺	意岐部村御厨	廣瀬 俊雄
永宗寺	西郷村西郡	大江 梅丸	念正寺	高井田	三明 左近
存空寺	楠根村稻田	長谷 豊麿	恩教寺	楠根村川俣	和田 義寛

堺市ノ部 (眞宗大谷派)

眞宗寺	神明町東二	足利 瑩含	淨得寺	錦町寺町	高志 淳秀
西然寺	車ノ町東四	佐野 正芳	善宗寺	櫛屋町内長人町	中島 教悟
念勝寺	同	藤井 教證	眞光寺	同	勝間 貞藏
來遊寺	同東二	佐々木宗善	最勝寺	熊野町東五	佐野 了宣
泉然寺	市野町東六		專稱寺	同	藤谷 友慶
常滿寺	中ノ町寺町	増田 徳隆	常通寺	寺地町西三	北畠 禮祐
長久寺	同	藤本 圓融	淨專寺	少林寺町東二	住谷 龍潜
南通寺	新在家町西二丁		教蓮寺	新在家町西三	

泉北郡ノ部 (眞宗大谷派)

教蓮寺	濱寺村下石津	赤松 圓頂	念通寺	高石村高石南	奥野 寛了
善正寺	同下	石橋 法教	圓德寺	同	水田 潔

淨信寺	同	石橋 弘信	正念寺	中百舌鳥村梅	梅香路痴玄
光受寺	信太村太		本通寺	同	北畠 廣宣
以速寺	同草部		願正寺	同東	岡田 正鳳
萬行寺	同菱木	辻村 惠誠	光淨寺	西百舌鳥村高田	北畠 顯一
願行寺	神石村上石津	中川 立治	西願寺	五ヶ莊村大豆塚	藤原 賢讓
願成寺	東陶器村福田	奥田 最正	蓮生寺	同助松	東山 誓隆

泉南郡ノ部 (眞宗大谷派)

西蓮寺	南掃守村西ノ内	新川 馨	稱名寺	北近義村加治	
圓成寺	岸和田濱町	加藤 堯壽	專念寺	同石方	藤田 秀歐
願泉寺	貝塚町貝塚	卜半 了啓	永覺寺	南近義村堤	
滿泉寺	同	長谷 一和	善正寺	同王子	
泉光寺	同	苑樹 寛	光泉寺	北中通村鶴原	三歸基千代
因超寺	新家村兎田	日下 護行	西方寺	同下瓦屋	松山 秀英

芳元寺	熊取村紺屋	義元 敏九	珀琳寺	木島村清兒	田中 大圓
淨見寺	同七山		道教寺	麻生郷村半田	秦 靜隆
正樂寺	山直下村三田	萩野 桂順	南溟寺	泉北郡大津村	

一〇 融通念佛宗寺院卜住職氏名一覽

(大阪府管内市郡百三十四ヶ寺)

融通念佛宗宗務所 (東成所平野郷町) 總本山 大念佛寺
 同第一教區事務所 (同 神路村觀光寺内) 教區長 森田實道

南區ノ部 (融通念佛宗)

(寺號)	(所在地)	(現住職)	(寺號)	(所在地)	(現住職)
法照寺	難波元町	今大路慈明	松井寺	大道二丁目	瀧野 謙澄
脉戒寺	大道二丁目	出井 良信	阿彌陀寺	伶人町	
淨長寺	生野國分町		西方寺	逢阪下の町	
觀音寺	逢阪上の町	松岡 良音			

融通念佛宗寺院卜住職氏名ノ部

東成郡卜堺市ノ部 (融通念佛宗)

大通寺	神路村左專堂	尾崎	全明	觀光寺	神路村大今里	森田	實道
大念寺	南田邊村	清原	實全	西蓮寺	同	出野	得中
蓮華寺	北田邊村	森全	恭	良念寺	同	多田	宣純
大融寺	平野郷町	篠塚	良念	本覺寺	田島		
專念寺	喜連村			金林寺	依羅村山ノ内	杉崎	大愚
寶泉寺	住吉村			源正寺	今津		
法明寺	同	清原	義歡	淨念寺	生野村國分		
林昌寺	柳ノ町東二丁	森田	電戒	來迎寺	綾ノ町西二丁	西尾	慈連

中河内郡ノ部 (融通念佛宗)

長壽寺	若江村若江	森山	主慶	菩提寺	善根寺	清原	秀禪
大通寺	楠根村西堤	尾崎	旭念	西方寺	三宅村	安置	良戒
道音寺	榎本村放出	橋本	太雄	淨雲寺	小阪村下小阪	菊本	明源
淨國寺	枚岡村豊浦	伊藤	義譽	清慶寺	八尾町		
專正寺	玉川村西岩田	森本	得悟	長覺寺	長瀬村衣摺		
觀音寺	大戸村植附	磯野	湛山	西願寺	八尾町	竹林	正源
一乘寺	楠根村長田			大念寺	長瀬村大連		
西光寺	東岩田	村尾	龍海	常福寺	同柏田	野田	精山
善光寺	高安村垣内	櫻井	巍靜	念佛寺	久寶寺村	本靈	懷山
光明寺	中高安村服部川	伊丹	義洲	大善寺	池の島村	柳本	舜山
意滿寺	南高安村黒谷	大山	良晃	壺井寺	法善寺	森田	桂岩
大通寺	同教興寺	芳村	良詮	常樂寺	郡川	森田	慈誠
法立寺	同恩地	笹田	善順	蘭光寺	水越	中谷	良清
寶積寺	中高安村山畑	清原	得良	泉福寺	北高安村大竹		
山井寺	山ノ井			正福寺	同神立		
來迎寺	恩地			神宮寺	神宮寺		

圓通寺 高井田村
 西昌寺 吉田
 念唱寺 高井田
 專念寺 如納
 正雲寺 菅振
 法藏寺 四條

觀音寺 恩地
 念佛寺 御厨
 西方寺 八尾町別宮
 善勝寺 同佐堂
 豐光寺 三宅村植松

北河内郡卜南河内郡其他ノ部 (融通佛念宗)

西方寺 山田村中宮
 大聖寺 津田
 長安寺 同小倉
 松寶寺 磐船村私市
 太秦寺 豐野村太秦
 西方寺 交野村高山

長谷川探亮
 松室 晃山
 辻 戒嚴

清岸寺 牧野村阪
 大念寺 寢屋川村堀溝
 本誓寺 川越村茄子作
 長泉寺 山田村甲斐田
 西福寺 同片鋒
 極樂寺 交野村郡津
 山澤 覺辨

忍頂寺 三島郡見山
 西恩寺 南河内小吹
 淨谷寺 同富田林町
 大善寺 同駒ヶ谷村小黑
 大念寺 同板持
 風輪寺 同半田
 稱念寺 同小山村北小山
 極樂寺 同古野
 心光寺 同西浦村廣瀬
 良法寺 同東條村佐備
 圓光寺 同圓明

鹽野 泰隆
 十石 慈海
 森 穩山
 福塚 俊乘
 清原 忍山
 清原 洪山
 清原 章山

光明院 同倉治
 西光寺 南河内國分町
 大念寺 同石川村大ヶ塚
 長福寺 同川西村竹山
 青谷寺 同堅上村青谷
 金田寺 同古市村譽田
 常念寺 同駒ヶ谷村飛鳥
 西方寺 同尺度
 安樂寺 同喜志村
 常念寺 同森屋
 來迎寺 同丹南村
 伊藤 桂洲
 橋本 泰純
 夏野 義教
 河合 英隆
 戸田 文海
 乾 珠英
 吉田 晃道
 江本 義運

南河内・泉北・中河内郡 (融通宗、又末寺院)

菅生寺

菅生

長圓寺

菩提

大林寺

布忍村向井

融通念佛宗寺院卜住職氏名ノ部

淨土西山派寺院卜住職氏名ノ部

四〇六

深向寺	稱念寺	西	金田寺	金田
西迎寺	大念寺	北八下村中	阿彌陀寺	野尻
西迎寺	大念寺	黒山	城岸寺	大饗
蓮光寺	極樂寺	池尻	西方寺	小寺
正念寺	西福寺	大保	大念寺	大塚
中仙寺	岩涌寺	加賀田	安樂寺	小山田
藥師寺	極樂寺	錦郡	曼陀羅寺	奥村
寶泉寺	淨光寺	新堂	地藏寺	北花田
心念寺	新堀			

一一 淨土宗西山派寺院卜住職氏名一覽

(大阪府管内市郡二十七ヶ寺)

西山派大阪寺務支所 (南區下寺町萬福寺内) 所長 前田隆徹

市郡ノ部

(寺號)	(所在地)	(現住職)	(寺號)	(所在地)	(現住職)
萬福寺	南區下寺町	前田 隆徹	北十萬	堺市錦町東二	佐々木善純
十萬寺	東區東平野町	豐岡 純悟	超願寺	同神明町東二	山下 隆光
梅翁寺	西區九條南通	熊田 義圓	正法寺	同中ノ町東三	大野 眞眺
正樂寺	西成郡中島村		一光庵	同市の町	宮田 眞拱
青蓮寺	南河内郡彼方村		觀音寺	泉南郡多奈川	
福王寺	同長曾根村		本願寺	同	
報恩寺	同狹山		常見寺	同	
觀音寺	三島郡高槻町	丹羽 賢龍	寶樹寺	同	
光松寺	同	大森 海然	遊仙寺	豐能郡東能勢	野田 賢道
常圓寺	同清水村		須彌寺	北河内郡森	
光明寺	北河内郡中振		想善寺	交野村私部	我生 賢應

淨土西山派寺院卜住職氏名ノ部

四〇七

慈光寺	同星田村	吉本 隆教	彌勒寺	甲可村南野	高野 純照
光林寺	同	堀本 賢明	十念寺	四條村北條	岡本 教純
藥師寺	同				

一二 時宗寺院卜住職氏名一覽(大阪府管内市郡五ヶ寺)

時宗第二區第二號教務支所 (南區下寺町圓成院内) 所長 榊原泰然

各郡ノ部

(寺號)	(所在地)	(現住職)	(寺號)	(所在地)	(現住職)
圓成院	南區下寺町	榊原 泰然	照林寺	南河内郡八下	中島 善應
永福寺	堺市市ノ町	景井 亮善	寶泉寺	三島郡磐手	堅原 宏然
光明寺	西成郡千船村				

一三 眞宗興正寺派寺院卜住職氏名一覽

(大阪府管内市郡十九ヶ寺)

興正派大阪別院 (北區河内町三) 輪番 吉原 廓 澄

市郡ノ部

(寺號)	(所在地)	(現住職)	(寺號)	(所在地)	(現住職)
順教寺	北區河内町	北峰 順應	光福寺	南河内郡西浦村	吉原 廓澄
西善寺	同福島	副島 惠春	日光寺	同喜志村官	副田 智海
安樂寺	同浦江	菊池 覺明	正信寺	同	
瑞の坊	南區清水町		教蓮寺	同新堂村	
明教寺	中河内郡角田		專光寺	同	
光教寺	同壹岐村		了德寺	同春日堂	
正樂寺	泉南郡上の郷		光德寺	同大伴村	

眞宗興正寺派寺院卜住職氏名ノ部

教蓮寺 同北中通村
富田林別院 南河内郡富田林

尊光寺 同道明寺村
淨宗寺 同野中

一四 臨濟宗妙心寺派寺院卜住職氏名一覽

(大阪府管内市郡五十一ヶ寺)

第拾教區事務所 (東區西高津中寺町江國寺内) 部長 和泉宗眞
同 (泉南郡岸和田町本德寺内) 松下宗寛

東區ノ部 (臨濟宗)

(寺號)	(所在地)	(現住職)	(寺號)	(所在地)	(現住職)
青龍庵	小橋元町	片岡 巨戒	江國寺	西高津中寺町	和泉 宗眞
難波寺	東高津南町	月本 宗心	梅松院	中寺町八丁目	小池 眞庵
清海庵	北平野	平野 惠戒	大仙寺	谷町八丁目	谿 義道
如然庵	同南平野	平野 慈孝	永元寺	同九丁目	
法雲寺	西高津中寺町	古川 大航	蓮華庵	餌差町	松下 忠保

北區卜南區ノ部 (臨濟宗)

正法寺	北野高垣町	衣笠 惠鶴	寒山寺	天満西寺町二	細野 南岳
瑞光寺	天満東寺町	眞常 義門	妙中寺	東區東高津南の町	
玄徳寺	南區生玉町	淺野 泰嶺	龍徳寺	南區六萬體町	桑山 祖鼎
見友寺	同小儀町		天瑞寺	同夕陽丘	稻葉 徳翁
本勝院	同安倍野筋一	瀧野 眞日	少林寺	同高津一番丁	松田 慧蓮

各郡ノ部 (臨濟妙心寺)

本源寺	三島郡茨木町	山本 義忠	似禪寺	三島郡山田村	齋藤 正道
普門寺	同富田村		地藏院	同溝作村	松井 祖培
寛松寺	東成郡城北村	森 小路	瑞社寺	西成郡大道村	遠山 智温
瑞泉寺	豊能郡豊津村	山内 文亮	超傳寺	豊能郡細川村	大岡 全惠
松林寺	同小曾根	中野 宜寛	長杉寺	枳根庄村天王	金岡 惠戒

臨濟宗妙心寺派寺院卜住職氏名ノ部

日蓮正宗ト顯本法華寺院ト住職氏名ノ部

四一四

長慶寺 同新在家町東四 田谷 南柯 良專庵 東區東高津南町
少林寺 同少林寺町 天正寺 同

一六 日蓮正宗ト顯本法華宗寺院ト住職氏名

(大阪府管内市郡八)

日蓮正宗第八區事務所 (北區北野東の町蓮華寺内) 幹事 鈴木慈弘

市郡ノ部

(日蓮三、顯本四。但シ顯本寺院住職名不明ニテ皆白トス)

(寺號)

(所在地)

(現住職)

(寺號)

(所在地)

(現住職)

蓮華寺 北區北野東ノ町 鈴木 慈弘 法王寺 堺市車ノ町
源立寺 豐能郡池田町 泰 俊 本傳寺 新在家町 百井 廣汲
蓮成寺 東區中寺町 妙滿寺 櫛屋町
堂閣寺 生玉中寺町 京藤 義應 法華寺 三島郡耳原

律宗寺院

(大阪府管内四ヶ寺 注意。住職氏名不明ニ付キ皆白トス)

(寺號)

(所在地)

(現住職)

(寺號)

(所在地)

(現住職)

教興寺 中河内郡高安村
久修園院 北河内郡樟葉村

西願寺 豐能郡粉濱村
松林寺 南河内郡新野村

一七 眞言宗各派寺院ト住職氏名一覽

(大阪府管内 市内二十九ヶ寺 各郡二百三十八ヶ寺)

眞言宗大阪聯合法務支所(大阪市、準別格本山三津寺内) 所長 花榊峻峯
同 河内聯合法務支所(南河内郡川上村鬼住延命寺内) 管理 上田覺城
同 和泉聯合支務支所(泉南郡岸和田町藥師院内) 支所詰 小野弘立
同 學頭 龍臥英賢

市内ノ部

(寺號) (所在地) (現住職)
藤次寺(高) 東區谷町九 桑原 眞瑞

(寺號) (所在地) (現住職)
太融寺(高) 北區太融寺 融 等呼

眞言宗各派寺院ト住職氏名ノ部

四一五

善福寺(同)	同空堀通二	國分寺(同)	同天滿橋筋	西口	教昇
興德寺(同)	同小橋寺町	萬善寺(同)	北野兎我野		
佛性寺(大)	同餌差町	不動寺(御)	北野兎我野	三好	賢照
觀智院(御)	同	寶珠院(同)	天滿東寺町	橋田	有暉
圓珠院(同)	同	地藏院(高)	西區三軒家	室谷	祐善
欣求庵(山)	同餌差町	三藏院(同)	江戸堀北通	初瀬	祐海
南之坊(高)	南區大和町	大福院(御)	南區三津寺	花樹	峻唯
大乘坊(大)	同日本橋筋	持明院(同)	同生玉前町	藤村	忍隆
圓正寺(同)	同下寺町	青蓮寺(高)	同生玉寺町	米田	快範
大泉坊(高)	同下寺町三	自性院(高)	同高津	櫻井	憲明
報恩院(醜)	同高津	正祐寺(同)	同上ノ宮町	眞淵	實榮
宗惠院(東)	同生玉寺町	教學院(同)	三島郡粟生		
				元木	眞覺
				平之	亮禪
				森崎	眞常
				和田	達源
				久連松	智芳尼
				藤村	叡運
				西村	智英
				眞木	逢明
				赤尾	照道

三島郡ノ部

圓滿寺(御)	吹田町	賴富	密定	壽命院(高)	見山村忍頂寺		
靈山寺(高)	阿部野村	玉山	隆心	地藏院(大)	清水村眞上		
勝幡寺(東)	島本村山崎			金剛院(高)	味舌村	山本	忍梁
大門寺(御)	石河村	土屋	秀遍	蓮華寺(同)	玉櫛村	福岡	亮深
眞龍寺(高)	福井村	竹林	覺玄	寶城寺(高)	豐川村粟生		
無量寺(同)	同			普賢寺(同)	同		
山田寺(同)	千里村	森	寬澄	小池院(同)	同		
勝尾寺(同)	豐川村	玉山	隆延	善福寺(大)	同		
帝釋寺(同)	同栗生	金丸	宥德	圓照寺(高)	山田村別所	丹生	實榮
寶泉寺(同)	同栗生			總持寺(同)	三島村	宇喜多	智本

東成・西成郡ノ部

全興寺(高)	平野郷町	上田	聖道	藥師寺(大)	依羅村菊田	中村	隆道
長寶寺(同)	同	花淵明鏡尼		法樂寺(泉)	田邊村	小松	洪賢
義光庵(高)	天王寺村	澤田智光尼		京善寺(御)	桑津		
西の坊(御)	墨江村	佐藤	快理	如願寺(同)	喜連村	德田	忍光
不動院(山)	我孫子	東	榮基	長樂寺(御)	西成郡神津村		
友三寺(山)	左專堂	中山	龍山	大日寺(同)	中津下三番	巖淵	瓊賢
大日寺(御)	同			了德院(東)	同浦江	日下	義禪
妙法寺(同)	大今里			富光寺(高)	同歌島村		
正圓寺(東)	天王寺村	齋藤	龍幢				

豐能郡ノ部

高法寺(高)	池田町	伊藤	道英	釋迦院(高)	秦野村才田	赤松	快淨
--------	-----	----	----	--------	-------	----	----

久安寺(同)	細川村伏尾	國司	照快	一乘院(同)	同尊鉢		
善慶寺(東)	同			寶珠院(同)	菅野村如意谷		
法輪寺(大)	東能勢村			常福寺(同)	北豐島村	松尾	孝順
寬覺寺(御)	西郷村宿野			正法寺(同)	南豐島村	佐竹	覺峰
月峯寺(高)	同大里			高代寺(御)	吉川村	富岡	貫秀
玉泉寺(同)	枳根庄村	上村	性善	最明寺(高)	枳根庄村平野		
大泉寺(同)	同			觀音寺(同)	同稻地	瀧山	杲石

北河内郡ノ部

星田寺(東)	星田村	金剛	眞潤	寶藏寺(高)	四宮村		
光明寺(高)	同			和田寺(御)	牧野村禁野		
獅子窟寺(大)	磐船村私市			明尾寺(同)	菅原村藤阪	金丸	弘武
蓮華寺(高)	同			池之坊(高)	氷室村		
法城寺(同)	豐野村高宮			長榮寺(御)	九ヶ庄村	嵩司	秀峯

法元寺(御) 田原村 法本 慶嚴 光明寺(同) 庭窪村八雲 西端 良純
壽命院(同) 門真村門真 慈光寺(高) 中河内郡豊浦

中河内郡ノ部

千手寺(高) 大戸村 木下 乘雲 神宮寺(高) 南高安村 村田 覺明
興法寺(醜) 同神並 水守 明榮 多聞院(同) 布忍村實池 永田 眞英
額田寺(同) 同額田 北井慈教尼 東ノ坊(同) 同高木 大江 明道
地藏院(高) 鞍作新家 齋藤宗鏡尼 觀音寺(高) 玉川村西岩田
大聖勝軍寺(同) 龍華村 柴田 明心 長榮寺(同) 高井田村 上月 本明

南河内郡ノ部

叡福寺(高) 磯長村太子 杉本 孝順 弘川寺(醜) 河内村弘川 高志 快芳
南林寺(同) 同 妙觀院(同) 同
聖光院(同) 同 不動院(同) 同

東福寺(同) 同春日 南之坊(同) 同
高貴寺(同) 白木村平石 伎人 戒心 東南院(同) 同
轉隨庵(同) 小山村小山 地藏院(同) 同
明忍寺(御) 長野町原 宮本 高嚴 吉祥寺(御) 天野村天野
金剛寺(同) 天野村天野 鹽崎 琢修 龍泉寺(高) 東條村龍泉
盛松寺(大) 同小山田 高橋 覺眞 安明寺(御) 天見村天見 白井 覺範
摩尼院(御) 同天野 澤 秀禪 地藏寺(同) 同清水 長谷川弘道
延命寺(御) 川上村鬼住 上田 覺城 愛染院(山) 北八下村 池浦 英心
觀心寺(高) 同寺元 永島 眞龍 蓮光寺(御) 狹山村東野 戸邊 戒淨
中院(同) 同 釋迦院(高) 野田村丈六
河合寺(御) 同河合寺 田村 宥玉 西福寺(同) 三都村岩室 武東 高海
觀音寺(御) 金岡村金田 上田 蓮城 空圓寺(同) 黒山村黒山 加藤玄龍尼
善龍寺(高) 同長曾根 山本教隨尼 德泉寺(同) 丹比村 中村 大澄
寶珠院(同) 南八下村 野口 明運 滿德寺(同) 同 河邊 智海

平松寺(同) 同小寺 山中 誘法
道明寺(御) 道明寺村 六條照傳尼

野中寺(同) 垣生村 耕野 覺龍
剛琳寺(御) 藤井寺村 山本 祐性

泉南郡ノ部

觀音院(御) 東信達村 川合 清澄
慈眼院(同) 日根野村 清原 智道
遍照寺(同) 西葛城村
光平寺(小) 雄信達村
極樂寺(同) 同 倉内 觀遂
正福寺(御) 南近義村 山本 祐性
吉祥園寺(同) 同
明王院(高) 八木村 蓮舍 實靜
阿彌陀院(同) 同
藥師院(御) 岸和田町 小野 弘玄

松岸寺(高) 八木村
華嚴院(同) 同
多聞院(同) 同 森 寬隆
久米田寺(同) 同
極樂寺(同) 東鳥取村
長慶寺(御) 北信達村 北庄司英亮
林昌寺(同) 同 神植 慈尊
往生院(同) 同枚野 筑紫 宥勝
理智院(同) 多奈川村 沼田 俊龍
觀藏院(醜) 岸和田町 中井 觀翁

蓮花寺(同) 大土村 室川 快雄
五大院(高) 八木村 龍臥 英賢

極樂寺(御) 大土村
七寶瀧寺(高) 同 東條 隆哲

泉北郡ノ部

長光寺(御) 山瀧村内畑 宮崎 諦賢
神宮寺(同) 横山村下ノ宮
阿彌陀寺(同) 同
鳳林寺(高) 同坪井 田村 秀傳
佛並寺(同) 同佛並
正福寺(同) 同小野田 金森 觀弘
淨福寺(同) 同岡 前田 本教
本泉寺(同) 横山村 石附 行禪
巨堂寺(同) 同福瀨 山崎 眞榮
地藏寺(高) 南松尾村 中塚 榮運

觀自在寺(御) 横山村 福岡 治定
阿彌陀寺(高) 同
地藏寺(同) 同善正 小畑 本照
泉福寺(同) 同寺西利
福德寺(同) 同佛堂
觀音寺(同) 南横山村 中井 淳翁
堯王院(同) 同
地藏寺(同) 同大野 寺田 亮遍
觀音堂(同) 同 庄野 琳眞
國分寺(高) 南池田村國分

菩提寺(同)	同若樞	川人	宥賢	西福寺(同)	同黒石	松高	宥仁
觀福寺(同)	同春木川	富永	快俊	明王院(御)	北池田村	森	惠晃
地藏寺(同)	同	仲谷	觀淨	妙法寺(高)	同	大西	春潮
妙藥寺(同)	北松尾村	原	覺呼	願成寺(同)	同		
大日寺(山)	同箕形	奥野	宥雅	東岸寺(同)	同		
地藏寺(御)	同内田	山下	行戒	森光寺(同)	同室堂	河野	恒心
普照寺(高)	同			西福寺(同)	郷莊村桑原		
福壽寺(同)	南池田村納花			成福寺(同)	同今在家	永松	圓澄
天授院(同)	同			禪寂寺(同)	同阪本	野田	弘道
觀音寺(同)	同			長命寺(同)	伯太村黒鳥	勝野	秀禪
法花寺(同)	同			妙福寺(同)	同		
羅漢寺(同)	同			長樂寺(同)	同		
清修寺(同)	穴師村豊中	宮澤	弘遵	行興寺(醍)	鶴田村草部	山本	良運
聖德寺(同)	同			月輪寺(高)	東陶器村北	樋口	眞覺

長生寺(御)	大津村下條	森	乘海	光明寺(同)	同		
萬代寺(大)	西百舌鳥村	川崎	慈芳	觀音院(同)	同岩室	安田	尊秀
光明院(高)	同	奥田	義本	興源寺(大)	同福田	後藤	琢淨
圓通寺(同)	同			觀音寺(高)	西陶器村田園		
西福寺(同)	同土師	瀧本	仁乘	豐西寺(同)	同辻之		
大野寺(同)	同			寶積院(同)	同高藏寺	仲村	隆賢
花林寺(同)	八田庄村八田			中 院(同)	同		
中室院(同)	同	北村	快融	三藏院(同)	同		
家原寺(同)	同	高志	快芳	多聞寺(同)	久世村和田	旭	香觀
北室院(同)	船船村			西方寺(同)	上神谷村田中		
金福寺(同)	上神谷村片藏			放光寺(高)	美木多村上	林	盛潤
福徳寺(同)	同豊田	梶川	惠明	總福寺(同)	同檜尾	野村	清光
松林庵(同)	同畑			法花寺(同)	同別所	細原	宣光
寶光庵(同)	同			來迎寺(同)	北上神村		

法道寺(同) 同鉢ヶ峯寺 井上 頼遍
 常眞院(同) 同 田川 觀海
 塔の坊(同) 同

太平寺(同) 同太平寺
 常念寺(同) 同小代
 西往寺(同) 同野口井 宮井 龍圓

堺市ノ部

十輪院(御) 九軒町 井上 春水
 寶珠院(高) 宿屋町東二
 千藏院(同) 熊野町東五 片山 榮範
 長樂寺(御) 同 小山 信隆
 東光寺(同) 宿院町西二
 靈法寺(大) 中野町東三

觀月院(東) 南町西一
 法藥寺(御) 泉南郡佐野村
 發光院(大) 新在家町 小西 政順
 監穴寺(御) 東四丁目
 大福院(惠) 綾野町東一 高林 清順
 智光院(惠) 南近義村 森崎 林山

一八 眞宗佛光寺派寺院ト住職氏名一覽

佛光寺派大阪別院 (東區平野町三丁目) 輪番 勝部 廣濟

市郡ノ部 (編者曰く同派の各寺住職の氏名紹介するも(某部長へ)返信を傳す故に「皆白」なり。氏名のあるは各部長のみ)

(寺號)	(所在地)	(現住職)	(寺號)	(所在地)	(現住職)
最勝寺	豐能郡洲到至	中井 觀壽	福泉寺	北區上福島	白鷺洲秀孝
專光寺	同字穗積		源光寺	同神保町一	
常光寺	西成郡蒲田		淨方寺	同北野町	
西光寺	同神津村堀上		光明寺	同西寺町一	
寶光寺	同西中島淡路		光臺寺	同都島	
佛圓寺	同		光福寺	西成郡玉手町	
圓光寺	同北中島宮原		靈松寺	同粉濱村	
光用寺	同西中島西		光曜寺	東成郡鳴野	

眞宗佛光寺派寺院ト住職氏名ノ部

超願寺	南區難波元町	道野	道圓	西運寺	中河内高井田	竹村	弘宣
正覺寺	同四丁目			本光寺	同		
流宣寺	同			唯信寺	同八尾字東郷		
常念寺	同			光正寺	同龍華村竹淵		
最法寺	同			松林寺	同植松		
安養寺	同五丁目			唱光寺	同森河内		
光照寺	同二丁目			寶林寺	同		
光明寺	同今宮戎町	勝部	宣曠	報恩寺	南河内郡八下	寺田	芳雄
光圓寺	天王寺大道二	勝部	廣濟	高照寺	同南花田		
佛願寺	東成郡中野			佛源寺	同金岡村金田		
光津寺	同桑津			西光寺	同		
光源寺	同平野郷町	中の院	秀了	光念寺	同		
正念寺	同今在家			長光寺	同		
本行寺	同田島			誓源寺	同		

慈光寺 泉北郡下石津

一九 佛教各宗派所屬の教會說教所擔任

布教者氏名一覽(市内ノ部本表ハ大阪府廳臺帳ニ依ル)

(教會名稱)	(所在地)	(現任布教者)	(教會名稱)	(所在地)	(現任布教者)
曹洞宗布教場	市岡町	安部 全亮	松島說教所	松島町一	藤末 圓成
眞本派說教所	九條新道	杉本 勝憲	本派說教場	築港二條	中島 教悟
安樂寺說教所	同南通二	林 淨圓	九條說教所	本田通	杉本 勝憲
本派西說教所	西九條下	佃 離見	浪花說教所	泉尾町一	遠藤 了義
松井說教所	九條上	蔭山 祐教	築港說教所	築港三條	樹 教宣
興正派說教所	泉尾町	北峯 順應	經王教會所	新町南通	犬飼 泰妙
泉尾教會所	同	鈴木 慈弘	藤井寺教會所	九條上	中川 日傳
妙法繁珠結社	九條上	巽 龍圓	妙法寺教會所	三軒屋町	内田 啓翁

佛教各宗派所屬の教會・說教所・擔任布教者氏名一覽

高野大師教會 九條町 重松 寛勝 眞宗說教所 北區福島 辻本 靜教

南區東區北區ノ部 (眞宗一五、日蓮其他九)

興正派說教所	寺山町	吉原 廓澄	花園教會	西高津	和泉 宗眞
高田派說教所	玉造町	木本 信治	實語教會	天滿橋南	佐々木 徳潤
觀光寺說教所	玉造町一	森田 實道	醍醐派分教會	高津一番	清水 是信
空也堂事務所	南區冷人	葛原 定慶	智山派成田講	南區阪町	藤澤 孝教
興正派說教所	難波鹽草	藤井 最曉	愛國講社	同順慶町	秋山 照綱
木邊派說教所	同新川三	佐伯 公雄	木邊派說教所	高津二番	梅田 無學
興正派說教所	同河原町	藤井 義顯	願正寺說教所	木津川町	北村 性信
芦原說教所	同芦原町	松永 淨眞	佛光派說教所	同鷗町四	織田 顯爾
五階說教所	西關谷町	榎生 在中	津村別院說教	難波反物	中院 秀了
佛立講說教所	細工屋町	野原 日隨	木邊派說教所	同稻荷町	石丸 龍靜
法正派說教所	天神橋筋	林 淨圓	久代教會所	川邊郡	二村 四竟
					鈴木 慈弘

佛光派說教所 同六丁目

宥清寺教會所 北河内郡 田中 現善

第二章 神道各教派教會所及布教者氏名一覽

一 大阪市ノ神社ト神職氏名一覽

(注意、△印郷社、×府社、○印官幣大社、別格社、印ナキハ村社ニテ其内無格四社アリ)

大阪國學院 (所在地)	(現住職)	生國魂神社○東區生玉町	野田 菅麿	櫻 宮△北區中野町	村尾喜太郎
豐國神社○同中之島	金子 吉祇	天滿宮×北區大工町	寺井 種臣	八阪神社 西區三軒家	山口又兵衛
高津宮×南區高津	池尻 基房	坐摩神社×東區南難波	渡邊 醇	八阪神社 同下ノ町	森川 貞春
難波神社×同難波南	武津八千穂			朝日神明社 同川岸町	生島 朝光
				住吉神社 同四貫島町	山田福太郎
				住吉神社 同北福崎町	庭田 新司

大阪市ノ神社ト神職氏名一覽

御靈神社×同淡路町五園	千秋	往吉神社	同港屋町	原	小彌太
茨住吉神社△西區九條	北村 立	石中神社	同田中町	藤井寬次郎	
御津宮△南區八幡町	吉田 義路	產土神社	同島屋町	菅沼新五郎	
大江神社△同夕陽丘町	石走 房司	天滿宮	同新池田町	三木豐太郎	
八阪神社△同難波元町	淺香 千速	三社神社	同市岡町	北村 立	
稻荷神社△東區半入町	安藤 長造	稻荷神社	同長堀南迪	石田周一郎	
露天神社△北區曾根崎	山上 梅見	松之宮神社	南區木津	藤枝 春宜	
河堀稻生神社南區天王寺	今江左一郎	三光神社	東區宰相山	小田 和助	
久保神社	同勝山通一	神明神社	同内平野町	尾崎 喜市	
今宮神社	同廣田町	鷗 森 宮	同森ノ宮	石崎 貞一	
堀越神社	同茶白山町	東高津宮	同東高津	橋口 兼休	
稻荷神社	同難波	少彦名神社	同道修町二	山上壽太郎	
五條宮	同眞法院町	綱敷天神社	北區北野	白江 重知	
廣田神社	同廣田町	天滿宮上ノ社	同上福島	松川 節治	

金刀比羅神社	同難波	吉田謹次郎	蛭子神社	同西野田	玉田 義一
安井神社	同逢阪上	中島松三郎	堀川神社	同西堀川町	横田 隆彦
天滿宮中之社北區上福島		中野 康章	十五社	同澤上江町	三橋 政吉
天滿宮下ノ社同下福島二		白江重五郎	天神社	同天滿橋筋	深澤義太郎

二 金光教教會所一覽 (大阪府管内_{市内二十九ヶ所}各郡十九ヶ所)

金光教第二教區事務所 (西區立賣堀南通一) 部長 吉田新太郎

市内ノ部

(名稱)	(所在地)	(現會長)	(名稱)	(所在地)	(現會長)
大阪教會	西區立賣堀	白神新一郎	難波教會	南區難波	近藤 明道
船場教會	東區博勞町	有田 虎吉	眞砂教會	北區眞砂町	福島 義助
浪花教會	同高麗橋二	寺田金次郎	天滿教會	同紅梅町	森田 留吉
東堀教會	同常盤町二	阪井安次郎	高津教會	南區荒屋町	阪井辰治郎

金光教教會所一覽

玉造教會 同東雲町二 平尾恒次郎
 九條教會 西區九條町 藤島 誠一
 韮 教會 同中韮通一 和田安兵衛
 本田教會 同本田通二
 京町堀教會 同京町堀上 田中 末吉
 道廣教會 同南堀江 稻垣菊治郎
 松島教會 同松島町二
 上本町教會 東區東高津 寒川彌七郎
 三軒家教會 西區三軒家
 玉水教會 同土佐堀裏 湯川安太郎
 安治川教會 同九條町 木村 重義

各郡ノ部

堺教會 堺市中ノ町 兜島 芳松
 池田教會 豐能郡池田 四方徳次郎

富田教會 三島郡富田
 平野教會 東成郡平野 宮下徳三郎
 東成教會 同墨江村
 吹田教會 三島郡吹田 尾崎定次郎
 佐野小教會 泉南郡佐野 藤島市太郎
 天下茶屋教會 天下茶屋 吾妻 清七
 森小路小教會 同古市村 森野 寅吉
 鯉江小教會 同鯉江町 田淵 辰造
 富田林小教會 富田林町 藤井熊次郎

岸和田教會 岸和田 藤島 新造
 茅渟教會 堺市寺地町 吉田 定吉
 車之町教會 同車の町 鹽田源次郎
 熊野田教會 豐能郡熊野田
 稗島教會 西成郡稗島 三島喜三郎
 枚方教會 北河内郡枚方町
 海老江小教會 鷺洲町 五十嵐治三郎
 三日市小教會 三日市村 飯田 泰藏

三 天理教教會所一覽

(大阪市管内 船場二七、高安十九、岸津七、敷島五、郡山八、北六、御津六、其他所屬八九、一二九)

天理教大阪支廳 (南區逢阪上の町)
 支廳長 喜多
 書記長 寺西喜三郎

南區ノ部

(名稱)	(所在地)	(會長布教者)
船場大教會	順慶町	梅谷梅次郎
難波支教會	難波西神田	北崎ナカ
上町支教會	内安堂寺町	鴻田利吉
此花分教會	生野國分	田邊藤之助
清水町支教會	上本町七	藤田基三郎
島の内支教會	北山町	玉柏熊次郎
大南支教會	高津六	大村 重吉
今宮宣教所	關屋町	田口元次郎
新南宣教所	惠美須町	石川 市松
東神田宣教所	東神田町	島田奈良江
大江宣教所	瓦屋町二	大西 ウノ
(名稱)	(所在地)	(會長布教者)
難波津支教會	難波反物	水谷 甚吉
御津分教會	竹尾町	小松 駒吉
横堀支教會	難波櫻川	上山 義三
南分 教會	谷町六	松永市太郎
明城支教會	北桃谷町	松井 忠作
高津支教會	下寺町四	山本榮次郎
本阪宣教會	阿倍野筋	明山丑之助
新地宣教所	島町	早水 音吉
大道宣教所	大道二	津田重次郎
城尾宣教所	天玉寺石辻	松井德松
大廣宣教所	稻荷町	田中吉次郎

東區ノ部

津國宣教所	反物町	佐野 和平
天明宣教所	惠美須町	河内 音吉
大花宣教所	西丹平町	京谷 トク
天榮宣教所	河堀	松田 岩松
明二宣教所	木津太田	日和佐龍太郎
天正宣教所	勝山通一	喜多 嘉七
明五宣教所	椎寺町	横田 英馬
梅ヶ枝宣教所	惠美須町	藤原政治郎
平島宣教所	同二	内輪 康藏
横堀支教會	北渡邊町	田畑伊兵衛
東船場支教會	北神崎町	澤野 ギン
東津支教會	常磐町一	今川 政吉
岡道宣教所	大道四	谷川 吉松
關西宣教所	日本橋四	吉村庄太郎
清津宣教所	同東一丁	森田 鶴吉
入江宣教所	芦原町	葎内 久吉
阪華宣教所	難波元町	奥村 和平
上瀬宣教所	豊ヶ芝町	増田トミエ
中場支務所	勝山通二	川西愛三郎
阪陽宣教所	下寺町二	飯田忠太郎
城吉宣教所	難波芦原	岸本 與吉
大江分教會	釣鐘町	中西金次郎
桃園支教會	清水谷東	片岡 挺松
豊繁宣教所	南玉造町	大津清太郎

東雲宣教所 東雲町二 杉山 吉也
 阪榮宣教所 東野町五 新谷清四郎
 攝東宣教所 清水谷 科野太兵衛
 甲賀宣教所 瓦町一 若葉貞次郎
 玉造宣教所 南玉造町 野々村竹松
 中道宣教所 東高津 樋口 馬吉
 宰相山宣教所 船町橋 奥野定之助
 天王宣教所 東平野町 山口 佐逸
 堺華宣教所 粉川町 渡邊 彌

西區ノ部

芦津大教會 新町南通 井筒五三郎
 本津支教會 市岡町 野村 辰太
 西 分教會 九條南通 中山慶太郎

津原宣教所 東平野町 木村富太郎
 城南宣教所 空堀通三 齋藤岩三郎
 明三宣教所 空堀町 澤 常次郎
 阪堺宣教所 大手通一 黒洲 富朗
 明 宣教所 上本町五 山瀬 檜藏
 正花宣教所 市岡町 中井松次郎
 島船宣教所 東雲町二 瓜生圓治郎
 天惠宣教所 内久寶寺町 寺岡福美
 明六宣教所 南農人町 前田 利助

鞆 分教會 鞆北通二 岡本 熊楠
 九條支教會 九條中通 名鹽 治助
 堀江支教會 南堀江下 志賀清太郎

堀港支教會 九條中通 茶本 勝次
 天保山宣教所 天保町 森内富三郎
 大堀宣教所 立賣堀裏 高田傳之助
 阿波座宣教所 阿波堀裏 米田駒次郎
 新濱宣教所 泉尾町 藤井 岩吉
 浪速宣教所 九條下 近藤 文平
 阪府宣教所 本田町二 吉成 類藏
 大國宣教所 九條南通 乾 兵三
 明一宣教所 三軒家上 松井 忠治
 空堀宣教所 市岡町 久保田官治郎
 幾阪宣教所 三條通一 團 國太郎
 御阪宣教所 本田通二 植田 龜藏
 網阪宣教所 九條北 橋本 梅吉
 永代宣教所 鞆北通二 藤井芳次郎

三軒家宣教所 泉尾町 山下 鹿造
 江戸堀宣教所 江戸堀下 岩橋ムメノ
 北堀江宣教所 三軒屋上 美津 梅藏
 西九條宣教所 本田通三 澤野 雅一
 南堀江宣教所 南堀江下 藤真芳太郎
 西新町宣教所 九條通一 甲山 茂八
 堀西宣教所 市岡町 西田喜太郎
 高都宣教所 九條北通 寺本 泰明
 船米宣教所 北泉尾町 前田 林藏
 傳法宣教所 恩貴島北 蔭山 豊三
 堀島宣教所 春日出町
 港一宣教所 港屋町 妻鹿 爲吉
 泉尾宣教所 泉尾町 松田 梅吉
 西阪宣教所 市岡町 西島惣太郎

横一宣教所 薩摩堀 木村常治郎

北區ノ部

網島支教會	相生町	寺田 留吉	梅花支教會	今井町	木村嘉四郎
船北宣教所	天神橋筋	江口雄次郎	安治川宣教所	南安治川	塚本 岩吉
天真宣教所	綿屋町	辻井 庄藏	殿北宣教所	興力町	中川幾太郎
天南宣教所	空心町二	木下儀兵衛	東天滿宣教所	市の町	矢野 春吉
上庄宣教所	本庄中町	古岡寅次郎	梅田宣教所	北梅田町	足立 豊吉
芦野宣教所	大融寺	垣井卯之松	浪華宣教所	草開町	上田樽太郎
玉江宣教所	玉江町二	石橋 トヨ	浪花宣教所	天滿橋筋	高橋 金藏
寶修宣教所	中江町	大浦武次郎	豊阪宣教所	兎我野町	棚野 嘉造
明四宣教所	南同心町小來田清次郎		眞一宣教所	今開町	谷上 信吾
西天滿宣教所	黒崎町	廣川 市松	大成宣教所	紅梅町	高島 みつ
京町堀宣教所	西野町	永井岩太郎	浪花津宣教所	芝田町	齋藤 久吉

曾根崎宣教所	曾根崎中	伊藤 半七	洗心宣教所	天滿橋筋	上阪 保造
芦池宣教所	高垣町	西村松次郎	中の島宣教所	中の島六	森 イワ
明福宣教所	上福島三	奥村 みつ	柘植里宣教所	東野田町	中野乙五郎

四 黒住教教會所一覽 (市内八ヶ所)

大阪教區事務所 (南區順慶町二) 部長 河田 久徳

市内ノ部

(名稱)	(所在地)	(現會長)	(名稱)	(所在地)	(現會長)
順慶町教會	南區順慶一	河田 久徳	新町教會	西區新町	山本 貞治
島の内教會	同周防町	八木勝三郎	堀江教會	同北堀江通	松田 佐七
上町教會	同上本町三	眞弓 常吉	川口教會	同本田通二	福田 芳造
堂島教會	北區堂島裏	渡邊 博	浦江教會	北區鷺洲橋	久岡 久吉

五 御嶽教會所一覽 (大阪市内十二)

御嶽教大阪教務所 (南區綿屋町) 所長 名和龜次郎

(名稱)	(所在地)	(布教者)	(名稱)	(所在地)	(布教者)
御嶽大教會	南區綿屋町	名和龜次郎	農人橋教會	東區農人橋	竹田 由松
磐戶教會	同難波元町	梅野卯之助	玉造說教所	同越中町	
天王寺教會	同大道一	川上丈三郎	旭嶽教會	西區九條南	赤松繁太郎
日輪教會	同上ノ宮	土谷 文七	敷島教會	同北堀江通	豐田 實
瑞穂教會	西區木田通	佐々木盛於	旭日教會	同江戸堀通	南方 政吉
立賣堀教會	同問屋橋	神保卯太郎	金谷教會	北區上福島	金谷松太郎

神道教會外各派教會所一覽 (大阪市内二三)

修明教會	東區餌差町	吉本清之助	道德教會	中道川西町	野口市三郎
浪花教會	同東平野町	久角淺治郎	神籬教會	北區松ヶ枝	田中定治郎

白鷹教會(大成)	難波新地	長田十三郎	天白教會	西區花園町	高橋 辨治
惟神教會(大成)	北堀江五	平井 平吉	富士教會(扶桑)	江戸堀一	佐竹清一郎
大道教會(大成)	三軒家上	光 勝治郎	磐門教會(神習)	逢阪下	八木 儀道
皇道教會(神理)	東野田町	六野 豊吉	惟喬教會(同)	九條南通	野尻柳太郎

第三章 基督教各派教會堂所在地及宣教者氏名一覽

一 基督教各派教會卜教役者氏名一覽(市都六十四)

大阪基督教青年會 (西區土佐堀通二) 理事長 名出保太郎

聖公會ノ部

川口教會	西區川口町	名出保太郎	復活教會	上本町二	森 淑次郎
聖救主教會	同新町南通	横田 道信	桃山准教會	桃山中學校	木庭 孫彦
聖三一教會	京町堀通五	深田直太郎	聖贖主教會	西成郡神津	側垣 基雄
聖約翰教會	南新町五	田中正之助	提摩太教會	堺市櫛屋町	松本 寛一

基督教各派教會卜教役者氏名一覽

城南教會 東平野町六 藤本 壽作 聖保羅教會 泉南郡岸和田 菅 寅吉
 聖保羅教會 横堀五丁目 木村 義治 基督講義所 東成郡勝間

日本組合其他ノ各教會ノ部

大阪教會 西區江戸堀 宮川 經輝 島ノ内教會 南區千年町 山口 金作
 浪華教會 東區高麗橋 杉田 潮 九條教會 西區九條中 二宮平次郎
 天滿教會 北區樽屋町 武本喜代藏 梅田教會 北梅田町 三井芳太郎
 福音教會 同梅ヶ枝町 中村 利馨 岸和田教會 岸和田町 磯部 敏朗
 同胞教會 同梅ヶ枝町 赤澤 元造 高津小隊 高津一番町 一宮 政吉
 大阪東部教會 谷町二 釘宮 辰生 九條小隊 同九條町 星野 ツヤ
 兩國教會 西區靱北通 白石 和三 日本橋小隊 南區日本橋 後藤 新一
 堺 教會 堺市材木町 村田 藤一 空堀小隊 同桃谷町 小原 丈夫
 福島教會 北區上福島 堀江講義所 西區堀江五丁 福島小隊 北區上福島 與儀 忠雄

京町堀小隊 京町堀通四 工藤 品 天滿小隊 同紅梅町 岩下 智夫
 大阪浸禮教會 谷町九 小川 達 自由メソジスト教會 日本二河邊貞吉
 浪花浸禮教會 新町通 武田 龜吉 同 傳道館 同
 堺講義所 堺市寺地町 三宅 慎一 新世界傳道館 新世界 龜水松太郎
 池田浸禮教會 豐能郡池田 原 松太 下寺町傳道館 下寺町四 遠藤貞一郎
 基督講義所 難波櫻川町 江川 七郎 築港福音教會 築港四條 日野原幸次
 基督教會 阿倍野三 大岩元三郎 玉造福音教會 八尾町 青木 仲英
 (本編名簿ハ松岡氏ノ委囑ニ依リ關戸、中島之カ校正ヲ擔任セリ)

大阪宗教要鑑(終)

基督教各派教會ト教役者氏名一覽

附錄
現行宗教法令

(宗教家の心得べき法律)

「現行宗教法令」に就て

編者は、宗教職務の資に便ならしめんとして、大日本法令全書、「現行宗教法令」其他の書に依り、宗教に關する法令の蒐集に努めたれども、幾百千の「宗教法令」を悉く本書に収録する如きは、紙數に制限ありて不可能なれば、其必須の事項のみを蒐録せんとせり。而して其取捨選擇に困難を感じつゝ、ありし折柄、幸に文部省宗教局發行の「宗教便覽」を手に入れたるにより、その中に掲載せられたる「宗教に關する重なる法令」を本書に借用して多少の改竄を加へ、其全部を収録したり。宗教者に日常必要なる法令は、これにて足れりと信ず、故に「現行宗教法令」と題して本書の附録とせり。

現行宗教法令目次

(宗教家の心得べき法律)

△寺院住職任免及教師進退各管長へ委任條件	明治十七年八月十一日 太政官布達一九號	七
△社寺取扱概則	明治十一年九月九日 内務省達乙五七號	九
△寺院ノ負債抵當檀家總代連署ヲ要スル件	明治十年五月十六日 太政官布告四三號	一〇
△檀信徒總代三年毎ニ改選スヘキ件	明治十四年七月二十一日 内務省達乙三三號	二
△教會講社說教所設置出願手續	明治十七年十月三十日 内務省達乙三八號	三
△神佛道以外ノ宗教ノ宣布及教會等ノ取締規程	明治三十二年七月二十七日 内務省令四一號	三
△觀覽料寄附金等ニ關スル取締規定	明治三十一年七月七日 内務省令六號	六
△民法(法人設立)	明治二十九年四月二十七日 法律八九號	一九
△民法施行法(寺院其他ニ法人ノ規定ヲ當分適用セス)	明治三十一年六月二十一日 法律一一號	一九

「現行宗教法令」に就て

編者は、宗教職務の責に便ならしめんとして、大日本法令全書、「現行宗教法令」其他の書に依り、宗教に關する法令の蒐集に努めたれども、幾百千の「宗教法令」を悉く本書に収録する如きは、紙數に制限ありて不可能なれば、其必須の事項のみを蒐録せんとせり。而して其取捨選擇に困難を感じつゝ、ありし折柄、幸に文部省宗教局發行の「宗教便覽」を手に入れたるにより、その中に掲載せられたる「宗教に關する重なる法令」を本書に借用して多少の改竄を加へ、其全部を収録したり。宗教者に日常必要な法令は、これにて足れりと信ず、故に「現行宗教法令」と題して本書の附録とせり。

現行宗教法令目次

(宗教家の心得べき法律)

△寺院住職任免及教師進退各管長へ委任條件	明治十七年八月十一日 太政官布達一九號	七
△社寺取扱概則	明治十一年九月九日 内務省達乙五七號	九
△寺院ノ負債抵當檀家總代連署ヲ要スル件	明治十年五月十六日 太政官布告四三號	一〇
△檀信徒總代三年毎ニ改選スヘキ件	明治十四年七月二十一日 内務省達乙三三號	一一
△教會講社說教所設置出願手續	明治十七年十月三十日 内務省達乙三八號	一二
△神佛道以外ノ宗教ノ宣布及教會等ノ取締規程	明治三十二年七月二十七日 内務省令四一號	一三
△觀覽料寄附金等ニ關スル取締規定	明治三十一年七月七日 内務省令六號	一六
△民法(法人設立)	明治二十九年四月二十七日 法律八九號	一九
△民法施行法(寺院其他ニ法人ノ規定ヲ當分適用セス)	明治三十一年六月二十一日 法律一一號	一九

現行宗教法令目次

△法人ノ設立及監督ニ關スル規定	明治三十二年八月十六日 文部省令三九號	一九
△宗教ニ關スル法人設立規定	明治三十二年八月一日 內務省令三九號	二三
△一般教育ヲ宗教ノ外ニ特立セシムル件	明治三十二年八月三日 文部省訓令一三號	二四
△神道諸宗教師僧侶ノ禮服	明治七年三月廿四日 太政官布告三八號	二五
△僧侶肉食妻帶蓄髮等ノ件	明治五年四月二十五日 太政官布告一三三號	二五
△管長身分取扱例	明治十七年八月十一日 太政官公達六八號	二五
△古社寺保存法	明治三十年六月五日 法律四九號	二五
△同施行ニ關スル件	明治三十年十二月十三日 勅令四四六號	三〇
△同施行細則	明治三十年十二月十五日 內務省令三五號	三三
△古社寺保存會規則	明治三十年十二月二十七日 勅令四〇六號	三七
△古器舊物保存方	明治五年五月二十三日 太政官布告二五一號	三九
△日本臣民ノ信教自由	明治二十一年二月十一日 帝國憲法	四〇

△僧侶諸宗教師ハ帝國議會議員其他ノ議員ノ互選若ハ被選權ヲ有セス

▲貴族院伯子男爵議員選舉規則 ▲貴族院多額納稅議員互選規則 ▲衆議院議員選舉法 ▲府縣制
▲郡制 ▲市制、市ノ區ニ關スル制 ▲町村制 ▲北海道會法 ▲北海道一級町村制 同二級町村制 ▲
沖繩縣區制、同島嶼町村制 ▲居留民團法施行規則

△僧侶諸宗教師ハ政事上ノ結社ニ加入スルヲ得ス	明治三十三年三月九日 法律三六號	四一
△刑法上宗教ニ關スル刑罰	明治四十年四月二十四日 法律四五號	四二
△民事訴訟上證言ヲ拒ムコトヲ得ル場合其他差押フル ヲ得サル物	明治二十三年四月二十一日 法律二九號	四三
△刑事訴訟上證言ヲ拒ムコトヲ得ル場合	明治二十三年十月七日 法律九六號	四四
△警察犯處罰令ノ宗教ニ關スル諸罰	明治四十一年九月二十九日 內務省令一六號	四四
△衆議院議員選舉規則ノ罰則	明治三十三年三月二十九日 法律七三號	四五
△狩獵ヲ爲スコトヲ得サル場所	明治三十四年四月十三日 法律三三號	四六
△鑛業ノ試掘又ハ採掘ヲ爲スコトヲ得サル場所	明治三十八年三月八日 法律四五號	四六

現行宗教法令目次

△土地收用認定申請ニ境内地等ノ調査添附ヲ要ス	明治三十三年三月七日 法律二九號	四
△墳墓地ニ地租ヲ免ス	明治十七年三月十五日 太政官布告七號	四
△寺院祠宇佛堂法人ニ所得稅ヲ課セス	明治三十二年二月十三日 法律一七號	四
△登録稅法ノ稅額及免稅	明治二十九年三月二十七日 法律二七號	四
△府縣稅ヲ賦課スルコトヲ得サルモノハ市町村稅ノ例ニ依ル	明治三十二年三月十五日 法律六四號	四
△市稅ヲ賦課スルコトヲ得サル建物境内地等	明治四十四年四月七日 法律六八號	四
△町村稅ヲ賦課スルコトヲ得サル建物境内地等	明治四十四年四月七日 法律六九號	四
△國稅徵收法上差押フルコトヲ得サル物件	明治三十年三月廿九日 法律二一號	四
△墓地埋葬取締規則	明治六年二月七日 太政官布告四二號	四
△同施行方法細目標準	明治十七年十一月十八日 內務省達乙四〇號	四
△著作權法	明治三十二年三月四日 法律三九號	四
△形像取締規則	明治三十三年五月十九日 內務省令一八號	四

△刑死者犯罪者墓標祭祀寫眞等ニ關スル取締方	明治二十四年七月廿七日 內務省令一一號	五
△富興行禁止	明治元年十二月二十三日 行政官布告	五
△地所名稱區別	明治七年十一月七日 太政官布告一一〇號	五
△國有林野法	明治三十二年三月二十三日 勅令八五號	五
△國有林野法施行規則	明治三十二年八月三日 農商務省令二五號	五
△社寺保管林規則	明治三十二年八月三日 勅令三六一號	五
△耕地整理法	明治四十二年四月十三日 法律三〇號	五
△森林法	明治四十年四月二十三日 法律四三號	六
△森林法施行規則	明治四十年十二月二十六日 農商務省令二一號	六
△御料地拂下規程	明治四十一年十二月二十八日 宮內省令一〇號	六
△土地ノ產物貯材及生産品ノ賣拂ニシテ隨意契約ニ依ルコトヲ得ル場合ニ關スル件	明治四十五年七月十日 宮內省令七號	六

△朝鮮ニ於ケル制令及總督府令

五

寺刹令、寺刹令施行規則、神社寺院規則、布教規則

△臺灣ニ於ケル總督府令

八

▲社寺教務所設教所建立廢合規則 ▲舊儀ノ社寺廟宇等建立廢合移轉規則
▲團體ノ費用徵收及寄附金品募集ニ關スル規則

△萬國及各國條約中宗教ニ關スル條項

九

△所管沿革の概要

七

現行宗教法令

○教導職ヲ廢シ教宗派ノ取締ヲ神佛へ管長ニ委任ス(明治十七年八月十一日)
(太政官布達第十九號)

自今神佛教導職ヲ廢シ寺院ノ住職ヲ任免シ及教師ノ等級ヲ進退スルコトハ總テ各管長ニ委任シ更ニ左ノ條件ヲ定ム

第一條 各宗派妄リニ分合ヲ唱へ或ハ宗派ノ間ニ爭論ヲ爲ス可カラス

第二條 管長ハ神道各派ニ一人、佛道各宗ニ一人ヲ定ムヘシ、但シ時宜ニ因リ神道ニ於テ數派聯合シテ管長一人ヲ定メ、佛道ニ於テ各派管長一人ヲ置クモ妨ケナシ

第三條 管長ヲ定ムヘキ規則ハ神佛各其教規、宗制ニ依テ之ヲ一定シ内務卿ノ認可ヲ得可シ

第四條 管長ハ各其立教開宗ノ主義ニ由テ、左項ノ條規ヲ定メ内務卿ノ認可ヲ得ヘシ

一 教規

一 教師タル分限及其稱號ヲ定ムルコト

一 教師ノ管級進退ノ事

以上神道管長ノ定ムヘキモノトス

一 宗制

一 寺法

一 僧侶並ニ教師タルノ分限及其稱號ヲ定ムルコト

一 寺院ノ住職任免及教師ノ等級進退ノコト

一 寺院ニ屬スル古文書、寶物、什器ノ類ヲ保存スルコト

以上佛道管長ノ定ムヘキ者トス

第五條 佛道管長ハ各宗制ニ依テ古來宗派ニ長タル者ノ名稱ヲ取調ヘ内務卿ノ認可

ヲ得テ之ヲ稱スルコトヲ得

○社寺取扱概則(明治十一年九月九日
内務省達乙第五十七號)

第一條 社寺之創建ハ(民有地ニ建設スルモノ)神官住職氏子檀徒若クハ信徒トナル

ヘキモノ(寺院ハ本寺法類トモ)連署戸長與書ヲ以テ願出永續財産ノ目途且其地所

建物社寺ノ體(社ハ本殿拜殿、寺ハ本堂庫裡)ヲ具フルモノニ限リ允許スルヲ得ヘ

シ、再興復舊等總テ之ニ準ス(十三年内務省乙號二十八號達ヲ
以テ社寺ノ體ノ下ヘ十二字増補)但シ別紙書式ニ倣ヒ其都

度當省ヘ届出ヘシ

第二條 同上移轉廢合並社寺號改稱ハ前條ノ手續ニ準シ其事由ヲ詳記シ願出ルモノ

ニ限リ聞届、毎月末取纏メ當省ヘ届出ヘシ、尤廢合社寺址地並建物等處分方ノ儀

ハ從前之通但式内神社並文明十八年以前ノ創立ニ係ル社寺ノ向ハ前以テ當省社寺

局ヘ照會ヲ經ヘシ

第三條 邸内社寺堂並掛所道場引直寺號公稱等ハ總テ第一條ノ手續ニ從ヒ願出永續

ノ目途並建物ノ體(堂宇ハ方六尺以上)ヲ具フルモノニ限リ聞届別紙書式ニ倣ヒ

毎月末取纏當省へ可届出事（十三年内務省乙第二十八號達ヲ以テ願出ノ下へ二十
二字増補）

第四條 前條々ノ外社寺例格ノ改定並社寺ニ關スル條件中例規ナキモノハ其都度當
省へ伺出ヘシ

（別紙書式）略ス

註、寺院ニ伐木捕魚鳥禁止ノ制札ハ縣名ヲ以テ建設スルモ差支ナシ

○太政官布告第四十三號 明治十年五月十六日

神社並寺院ニ於テ其社寺ノ爲メ金穀ヲ借入ルルトキ若クハ金穀ヲ借入ル、爲メ社寺
附地所（除稅地ヲ除クノ外）建物、什器寶物古文書類ヲ除クノ外）等ヲ抵當ト爲スト
キハ必ス氏子檀家ト協議シ總代二名以上ノ連署ヲ要スヘシ、若シ此連署ナキトキハ
總テ該社寺神官僧侶ノ私債ト看做シ假令右ノ抵當アルモ其効ナキモノト爲スヘシ此
旨布告候事

「神社ノ財産管理ニ付テハ明治四十一年七月二十日内務省令第十二號ヲ以テ別ニ
規定アリ」

○内務省達乙第三十三號 明治十四年七月二十一日 府 縣 へ

各管内社寺總代人ノ儀氏子檀家中「氏子檀家ナキモノハ信徒」相應ノ財産ヲ有シ衆望
ノ歸スルモノ三名以上相選シ戸長役場へ届出サセ今後該社寺ノ願届等ハ渾テ連署ヲ
以テ可爲差出且社寺收入財産ハ「田畑山林ノ所得ハ勿論賽物祈禱葬儀回向料等一切
受納物ヲ云フ」其社寺有ニ屬スヘキモノト其神官住職ニ付スルモノトノ豫約、每社
寺適宜相定平素混亂セサル様取調方可爲致此旨相達候事

但神宮官國幣社ハ非此限

總代人ハ滿三年毎ニ改選市町村役場若クハ戸長役場へ届出ツヘシ尤モ期限中ト雖モ
犯罪其他不良ノ所爲アルトキハ臨時改選セシムヘシ

但臨時改選ノ外ハ前總代人再三當選スルモ妨ケナシ

○教會所ノ設置ハ願出移轉廢合ハ届出ツヘキ件(明治十七年十月三十日
内務省達乙第三八號)

別紙第二號ノ通神佛各管長ヘ相達候條第二項ノ件出願許可又ハ届出ノ分共毎月末取
纏メ當省ヘ可届出此旨相達候事(大正三年十二月文部省訓令一〇號ヲ以テ年報ニ改
ム)

○内務省戊第二號達 明治十七年十月三十日 (神佛各管長ヘ)

一 教師僧侶ノ現數ハ華士族平民ニ分チ半年毎ニ取調翌一月七月兩度ニ當省ヘ届出
ツヘシ

但東京ノ教務所ニハ全國教師僧侶ノ姓名及各地方教務所說教所ノ所在等ヲ詳記セ
ル帳簿ヲ備置クヘシ

一 教務所「教院、教會所、法務所、講社、事務所ノ類」說教所(說教ノミ行フモノ)
取設ハ従前ノ手續ヲ履ミ地方廳ヘ願出其移轉廢合及祠宇寺院内ニ設クルモノハ届出
ツヘシ(二十四年内務省訓令第四
六四號ヲ以テ本項改正)

但教務所ニハ教師ノ姓名ヲ詳記セル帳簿ヲ備置クヘシ

一 祠宇並寺院ノ廢立及財産ニ關スル諸願ハ管長添書スヘシ
一 寺院住職進退ハ其都度地方廳ヘ届出ツヘシ

△神佛道以外ノ宗教ノ宣布及教會等ノ取締規定(明治三十二年七月廿七日
内務省第四一號)

第一條 宗教ノ宣布ニ從事セントスル者ハ左記事項ヲ具シ履歷書ヲ添ヘ其住所、住
所ナキトキハ居所ヲ管轄スル地方長官ヘ届出ツヘシ

- 一 宗教ノ名稱
- 二 布教ノ方法

本令施行前ヨリ宗教ノ宣布ニ從事スル者ハ本令施行後二箇月以内ニ前項ノ届出ヲ
爲スヘシ

(明治三十五年九月十九日省令第二十一號ヲ以テ第一條第二項ノ次ニ左ノ一項
ヲ加フ)

前二項ノ届出ヲ爲シ宗教ノ宣布ニ従事スル者之ヲ廢罷シタル時ハ所轄地方長官ニ届出ツヘシ

第二條 宗教ノ用ニ供スル爲メ堂宇會堂說教所又ハ講義所ノ類ヲ設立セントスル者ハ左記事項ヲ具シ其所在地ヲ管轄スル地方長官ノ許可ヲ受クヘシ

一 設立ヲ要スル理由

二 設置ヲ終ルヘキ期限

三 名稱、所在地、並敷地及建物ニ關スル重要ナル事項

但圖面ヲ添フヘシ

四 宗教ノ名稱

五 管理及維持ノ方法

六 擔當布教者ヲ置クトキハ其資格及選定方法

前項第二號ノ期限内ニ於テ前項ノ堂宇、會堂、說教所又ハ講義所ノ類ヲ設置セサ

ルトキハ前項ノ許可ハ其効力ヲ失フ

本令施行前ヨリ宗教ノ用ニ供スル堂宇會堂說教所又ハ講義所ノ類ヲ設立者、設立者ハキトキ若クハ故障アルトキハ管理者ハ第一項ニ掲クル事項ヲ本令施行後二箇月以内ニ所轄地方長官ヘ届出ツヘシ

前項ノ届出ヲ爲シタルトキハ第一項ノ許可ヲ受ケタルモノト見做ス

第三條 前條ノ設立者、設立者ナキトキ若クハ故障アルトキハ管理者ハ管理者及擔當布教者ノ履歷書ヲ所轄地方長官ヘ差出スヘシ其管理者又ハ擔當布教者ヲ變更増加シタル場合亦同シ

第四條 第一條第一項各號ニ掲クル事項ヲ變更シタル時及住所又ハ居所ヲ移轉シタルトキハ宗教ノ宣布ニ従事スル者ヨリ二週間以内ニ所轄地方長官ヘ届出ツヘシ但シ第一條第一項第二項ノ届出ヲ爲シタル廳府縣以外ニ住所又ハ居所ヲ移轉シタルトキハ舊住所又ハ舊居所ヲ管轄スル地方長官ニ届出テ新住所又ハ新居所ヲ管轄

スル地方長官へ更ニ第一條第一項ノ届出ヲ爲スヘシ

第二條各號ニ掲クル事項ヲ變更セントスルトキハ設立者、設立者ナキトキ若クハ故障アルトキハ管理者ヨリ理由ヲ具シ更ニ所轄地方長官ノ許可ヲ受クヘシ但所在地ノ變更ニ係ルトキハ移轉先地ヲ管轄スル地方長官ノ許可ヲ受クヘシ宗教ノ用ニ供スル堂宇會堂説教所又ハ講義所ノ類ヲ廢止又ハ移轉シタルトキハ二週間以内ニ廢止又ハ移轉前ノ所轄地方長官へ届出ツヘシ

第五條 神佛道ノ布教者及其寺院佛堂教會所等ノ設立移轉廢止ニ關シテハ總テ從前ノ規定ニ依ル

第六條 本令ハ明治三十二年八月四日ヨリ施行ス

○觀覽料寄附金等ニ關スル取締規則(明治三十一年七月七日
內務省令第六號)

第一條 神社寺院及佛堂ハ任意ノ賽物ノ外參拜者ニ對シ何等ノ名義ヲ以テスルニ拘ラス參拜セシムル爲メ特ニ料金ヲ徵收スルコトヲ得ス

第二條 神社寺院祠宇佛堂其他宗教ノ宣布又ハ宗教上ノ儀式執行ヲ目的トスル法人ニシテ寄附金又ハ負債ヲ募集セムトスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ

前項募集ノ區域カ二以上ノ廳府縣ニ涉ルトキハ神社寺院祠宇佛堂及法入ノ主タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由シ内務大臣ノ許可ヲ受クヘシ

第四條 神社寺院祠宇佛堂及教派宗派其他宗教ノ宣布又ハ宗教上ノ儀式ノ執行ヲ目的トスル團體ノ用ニ供スル爲メ寄附金募集ヲ爲ス者亦前條ニ同シ

第五條 寄附金又ハ負債募集ノ許可ヲ受ケムトスルトキハ左ノ事項ヲ記シタル願書ヲ差出スヘシ

- 一 募集ノ目的
- 二 募集ノ方法
- 三 募集ノ金額
- 四 募集ノ區域

五 募集ノ期間

六 前各號ニ掲クルモノノ外負債ニ付テハ利率及償還ノ方法

第六條 前條各號ニ掲クル事項ヲ變更セントスルトキハ其事由ヲ記シ許可ヲ受クヘシ

第七條 寄附金又ハ負債募集ノ許可ヲ受ケタル者他人ヲシテ其募集ニ從事セシムトスルトキハ其住所氏名職業年齢ヲ記シタル願書ヲ差出し募集地、地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

第八條 第一條乃至第四條第六條及第七條ニ違背シタルトキハ神社、寺院祠宇佛堂及法人ニアリテハ事務擔當者其他ノ場合ニアリテハ違背者ヲ二十圓以下ノ罰金ニ處ス

附 則

第十條 本令實施前募集ノ行爲ヲ爲シタルモノニシテ其募集ノ完了ニ至ラサルモノ

ハ其部分ニ對シ本令ヲ適用ス

△民法第三十四條、祭祠、宗教、慈善、學術、技藝其他公益ニ關スル社團又ハ財團ニシテ營利ヲ目的トセサルモノハ主務官廳ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト爲スコトヲ得

△民法施行法第二十八條 民法中法人ニ關スル規定ハ當分ノ内神社、寺院、祠宇及佛堂ニハ之ヲ適用セス

△文部大臣ノ主管ニ屬スル法人ノ設立及監督ニ關スル規程(明治三十二年八月十六日 文部省令第三十九號)

文部大臣ノ主管ニ屬スル法人ノ設立及監督ニ關スル規程ヲ定ムルコト左ノ如シ

第一條 民法第三十四條ニ依リ文部大臣ノ許可ヲ得テ社團又ハ財團ヲ法人ト爲サム

トスルトキハ其設立者ニ於テ社團ニ在リテハ定款、資産ノ總額及社員ノ員數、財團ニ在リテハ寄附行爲及資産ノ總額ヲ具シ申請書ヲ文部大臣ニ差出スヘシ

第二條 法人ノ設立者及法人ヨリ文部大臣ニ差出スヘキ書類ハ總テ其ノ主タル事務所所在地ノ地方長官ヲ經由スヘシ

地方長官ニ於テ前項ノ書類ヲ受ケタルトキハ詳查ノ上意見ヲ附シテ進達スヘシ

第三條 法人ハ其設立ノ許可若ハ民法施行法第十九條ノ認可ヲ得タルトキハ左ニ掲クル事項ヲ遲滯ナク地方長官ニ報告スヘシ、其第一號及第二號ノ事項中ニ變更ヲ生シタル場合亦同シ

- 一 定款又ハ寄附行爲
- 二 理事及監事ノ氏名、住所
- 三 財産目錄及社團法人ニ在リテハ社員ノ員數

第四條 教育會ヲ除ク外法人ハ毎年三月末ノ調査ニ依リ翌月中ニ財産目錄ヲ添附シ左ニ掲クル事項ヲ文部大臣ニ報告スヘシ

但特ニ事業年度ヲ設クルモノハ年度末ノ調査ニ依リ其年度ノ終ヨリ三十日以内ニ之ヲ報告スヘシ

- 一 法人ノ目的タル事業ノ狀況

二 前年中ノ處務ノ要件

三 前年ノ經費、收入支出金額及其ノ費目

社團法人ハ前項ニ掲ケタル事項ノ外社員ノ員數ヲ報告スヘシ

法人タル學校ニ於テハ第一項第一號及第二號ノ事項ハ之ヲ報告スルヲ要セス(明治三十七省二三號改正)

第五條 (明治三十七省二三號削除)

第六條 (明治三十七省二三號削除)

第七條 地方長官ハ法人ニ於テ民法第七十一條又ハ民法施行法第二十三條ニ該當スル行爲アリト認メタルトキハ其事由ヲ詳具シテ文部大臣ニ報告スヘシ

附 則

第八條 本令施行前設立ノ許可若ハ民法施行法第十九條ノ認可ヲ經タル法人ハ本令施行ノ日ヨリ三十日以内ニ第三條ノ事項ヲ地方長官ニ報告スヘシ

△宗教ノ宣布又ハ宗教上ノ儀式執行ヲ目的トス
ル法人ノ設立等ニ關スル規程(明治三十二年八月一日
内務省令第三十九號)

宗教ノ宣布又ハ宗教上ノ儀式執行ヲ目的トスル法人ノ設立等ニ關スル規程ヲ定ムル
コト左ノ如シ

第一條 宗教ノ宣布又ハ宗教上ノ儀式執行ヲ目的トスル社團又ハ財團ヲ法人ト爲サ
ムトスルトキハ設立者ハ定款又ハ寄附行爲ノ外左ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ差出
スヘシ

- 一 宗教ノ名稱及所屬教派宗派ノ名稱
- 二 儀式及布教ノ方法
- 三 布教者ノ資格及選定方法
- 四 信徒ト法人ノ關係
- 五 信徒及社員タルヘキ者ノ員數
- 六 宗教ノ用ニ供スル堂宇、教會所、會堂、說教所又ハ講義所ノ類ヲ備フルモノ

ニ在テハ其名稱所在地及設立許可ノ年月日

第二條 前條ノ法人カ前條第一項第一號又ハ第四號ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ

直ニ届出ツヘシ

第三條 第一條ノ法人第一條第一項第二號又ハ第三號ノ事項ヲ變更セムトスルトキ
ハ認可ヲ受クヘシ

前項ノ規定ニ違背シタルトキハ民法第七十一條ニ依リ其設立ノ許可ヲ取消スコト
アルヘシ

第四條 本令ニ依リ書面ヲ差出ス場合ニ於テ神佛道ノ教派又ハ宗派ニ屬スルモノニ
アリテハ凡テ管長ノ添書ヲ付スヘシ

(參照)

社團財團ヲ法人ト爲スニ申請方(明治三十二年四月二十八日
内務省令第十號)

第一條 社團又ハ財團ニシテ民法第三十四條ニ依リ之ヲ法人ト爲スニ付、内務大臣

ノ許可ヲ要スルモノハ主タル事務所所在地ノ地方長官ヲ經由シ其申請書二通ヲ差出スヘシ其許可ヲ得テ設立シタル法人及民法施行法第十九條ノ法人ニ於テ内務大臣ノ認可ヲ要スル場合亦同シ

第二條 前條ノ法人ヨリ内務大臣ニ差出スヘキ、願届書ハ主タル事務所所在地ノ地方長官ヲ經由スヘシ

△一般ノ教育ヲ宗教ノ外ニ特立セシムル件(明治三十二年八月三日) (道府縣直轄學校へ)
(文部省訓令一三號)

一般ノ教育ヲシテ宗教ノ外ニ特立セシムルハ學政上最必要トス依テ官公私立學校及學科課程ニ關シ法令ノ規定アル學校ニ於テハ課外タリトモ宗教上ノ教育ヲ施シ又ハ宗教上ノ儀式ヲ行フコトヲ許ササルヘシ

△太政官布告第三十八號 明治七年三月廿四日

神官(教導職)及僧侶禮服ノ儀左ノ通相定候條此旨夫々へ可布告事(十七年第十九號布告ヲ以テ教導職廢止)

(節略)

一 神道(教導職)ハ大禮服着用ノ節、神官同様祭服ヲ可相用事、但常禮ノ節ハ洋衣直衣ヲ以通常禮服ニ換用不苦事

一 諸宗(教導職)ハ同上ノ節法衣ヲ可相用事

一 僧侶法用ノ外禮服用用ノ節通常禮服又ハ法衣可相用事

△太政官布告第三百三十三號 明治五年四月廿五日

自今僧侶肉食妻帶蓄髮等可勝手事但法用ノ外ハ人民一般ノ服ヲ着用不苦候事

△管長身分ノ儀ハ總テ勅任官取扱ノ例ニ依ル

△古社寺保存法(明治三十六年六月五日)
(法律第四九號)

第一條 古社寺ニシテ其建造物及寶物類ヲ維持修理スルコト能ハサルモノハ保存金ノ下附ヲ内務大臣ニ出願スルコトヲ得

第二條 國費ヲ以テ補助保存スヘキ社寺ノ建造物及寶物類ハ歴史ノ證徴、由緒ノ特

殊又ハ製作ノ優秀ニ就テ古社寺保存會ニ諮詢シテ内務大臣之レヲ定ム

第三條 前條ノ建造物及寶物類ノ修理ハ地方長官之ヲ指揮監督ス

第四條 社寺ノ建造物及寶物類ニシテ特ニ歴史ノ證徴又ハ美術ノ模範トナルヘキモノハ古社寺保存會ニ諮詢シ内務大臣ニ於テ特別保護建造物又ハ國寶ノ資格アルモノト定ムルコトヲ得

内務大臣ニ於テ前項ノ資格ヲ付シタル物件ハ官報ヲ以テ之ヲ告示ス

第五條 特別保護建造物及國寶ハ之ヲ處分シ又ハ差押フルコトヲ得ス

但シ内務大臣ノ許可ヲ得テ國寶ヲ公開ノ展覽場ニ出陳スルハ此ノ限ニ在ラス

第六條 前條ノ物件ハ神職(官國幣社ニ在テハ宮司府縣郷社ニ在テハ社司、村社以下ニ在テハ社掌以下之ニ倣フ)若ハ住職之ヲ監守シ内務大臣ノ監督ニ屬スルモノトス

但シ内務大臣ノ許可ヲ得テ別ニ監守者ヲ置クコトヲ得

第七條 社寺ハ内務大臣ノ命ニ依リ官立又ハ公立ノ博物館ニ國寶ヲ出陳スルノ義務

アルモノトス

但シ祭典法要ニ必要ナルモノハ此ノ限リニアラス

前項ノ命ニ對シテハ訴願ヲ爲スコトヲ得

第八條 前條ニ依リ國寶ヲ出陳シタル社寺ニハ命令ニ定メタル標準ニ從ヒ國庫ヨリ補助金ヲ支給スルモノトス

第九條 神職住職其他ノ監守者ニシテ内務大臣ノ命ニ違背シ國寶ヲ出陳セサルトキハ内務大臣ハ其出陳ヲ強要スルコトヲ得

第十條 社寺ニ下附シタル保存金ハ地方長官之ヲ管理シ保存會ハ豫算金ヲ以テ之ヲ下附ス

但シ精算ノ上剩餘アルトキハ内務大臣之ヲ還附セシムルコトヲ得

第十一條 社寺ニ下附シタル保存金ハ之ヲ差押フルコトヲ得ス

第十二條 第十條及第十一條ノ保存金ハ其ノ利子ヲ包含スルモノトス。

第十三條 監守者其ノ監守スル處ノ國寶ヲ竊取シ、毀棄シ若クハ他ノ物件ト變換シ

又ハ第五條ノ規定ニ違背シタルトキハ二年以上五年以下ノ重禁錮ニ處ス

第五條ノ物件ナルコトヲ知りテ之ヲ譲リ受ケ、擔保ニ取リ、寄藏シ若ハ其ノ牙保

ヲ爲シタル者ハ六月以上三年以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附

加ス

第十四條 監守者怠慢ニ由リ國寶ヲ亡失若ハ毀損シタルトキハ五十圓以上五百圓以

下ノ過料ニ處ス

過料ハ地方裁判所ノ命令ヲ以テ之ヲ科ス。

但シ其命令ニ對シテハ即時抗告スルコトヲ得

過料ハ檢事ノ命令ニ依リ之ヲ徵收ス其徵收ニ付テハ民事訴訟法第六編ノ規定ヲ準
用ス

但シ此場合ニ於ケル檢事ノ命令ハ執行文ノ効力ヲ有ス

第十五條 第七條ニ依リ出陳シタル國寶ノ監守者故意怠慢ニ由リ國寶ヲ亡失若ハ毀
損シタルトキハ國庫ハ命令ニ定メタル評價ノ方法ニ從ヒ其損害ヲ賠償スルモノト
ス

但シ其評價額ニ關シテハ裁判所ニ出訴スルコトヲ得ス

第十六條 本法ニ定メタル保存金及補給金トシテ國庫ヨリ支出スヘキ金額ハ一箇年
十五萬圓乃至二十萬圓トス

附 則

第十七條 本法施行前社寺ニ下附シタル保存金ニ關シ内務大臣ハ第十條乃至第十二
條ヲ適用スルコトヲ得

第十八條 第四條ニ該當スル物件ハ社寺ニ屬セサルモノト雖モ所有者ノ請求アルト
キハ第七條第一項ニ掲クタル博物館ニ出陳スルコトヲ許可シ之ニ補給金ヲ支給ス

ルコトヲ得

第十九條 名所舊蹟ニ關シテハ社寺ニ屬セサルモノト雖モ仍本法ヲ準用スルコトヲ得

第二十條 本法施行上必要ナル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

△古社寺保存法施行ニ關スル件(明治三十年十二月十三日 勅令第四四六號)

第一條 古社寺保存法第七條ニ依リ國寶ヲ博物館ニ出陳セシメタルトキハ當該博物館ニ國寶監守ヲ置ク、國寶監守ハ命ヲ内務大臣ニ承ケ出陳國寶ノ監守ニ關スル一切ノ責ニ任ス

第二條 官立博物館ノ國寶監守ハ當該博物館ノ奏任待遇以上ノ館員ヲ以テ之ニ充ツ

第三條 國寶監守ハ身元保證金ヲ納ムヘシ

前項ノ身元保證金ニ關シテハ明治二十二年勅令第六十號會計規則及明治二十三年勅令第四號ヲ準用ス

第四條 國寶監守故意怠慢ニ由リ其監守スル國寶ヲ亡失シ若ハ毀損シタルトキハ賠償ノ責ニ任スヘシ

第五條 古社寺保存法第八條ニ依リ支給スヘキ補給金ハ國寶一箇ニ就キ一箇年二圓以上五十圓以下トシ内務大臣ハ出陳ヲ命スル都度之ヲ定ム
但シ國寶ニシテ特ニ貴重ナルモノアルトキハ内務大臣ハ古社寺保存會ニ諮詢シ五十圓以上百圓以下ヲ支給スルコトヲ得

第六條 出陳ニ要スル荷造運搬費等ハ總テ當該博物館ニ於テ支辨スヘキモノトス出陳ノ義務ヲ解除シタルトキ返送ニ要スル荷造運搬費等亦同シ

第七條 古社寺保存法第十五條ニ依リ損害賠償ヲ要スルトキハ内務大臣ハ賠償金額ヲ豫定シ古社寺保存會ノ議ニ附ス

前項ニ依リ古社寺保存會ニ於テ議決シタル金額内務大臣ノ豫定金額ニ相違シタルトキハ内務大臣ノ豫定額ト古社寺保存會ノ議決額トヲ合セ之ヲ二除シタル額ヲ以

テ賠償ノ實額トス

第八條 本令ニ定ムルモノノ外古社寺保存法施行ニ要スル細則ハ内務大臣之ヲ定ム

△古社寺保存法施行細則(明治三十年十二月十五日)
(内務省令第三五號)

第一條 古社寺保存法第一條ニ依リ保存金ノ下附ヲ出願セントスル者ハ願書ニ左ノ事項ヲ詳具シ之ヲ内務省ニ差出スヘシ

- 一 出願ノ事由
- 二 修理スヘキ物件ノ名稱、所在、種類、品質、員數、形狀、寸尺、構造、坪數、並歴史ノ證徴、由緒ノ特殊又ハ製作ノ優秀等ヲ證見スルニ足ルヘキ要項
- 三 建築又ハ製作ノ年代及其ノ後之ニ加ヘタル修理ノ年月
- 四 修理ニ要スル工費、豫算並設計仕様等
- 五 竣成期限
- 六 出願者ノ資力ヲ證スルニ足ルヘキ事項

第二條 特別保護建造物及國寶ノ修理費ニ對シ國庫ヨリ補助スル場合ニ於テハ當該社寺ハ少クトモ其半額ヲ負擔スヘキモノトス

但シ特別ノ事情アルモノニ限り其ノ負擔ヲ輕減スルコトヲ得

第三條 保存金下附ノ後ニ於テ設計仕様ノ變更若ハ竣成期間ノ延期ヲ要スルトキハ其事由及變更設計仕様書等ヲ具シ内務大臣ノ許可ヲ受クヘシ

内務大臣ハ必要ト認ムルトキハ關係者ノ願出ニ係ラス設計仕様ノ變更ヲ命スルコトアルヘシ

第四條 修理竣リタルトキハ精算書ヲ添ヘ二箇月以内ニ内務大臣ヘ届出ツヘシ

第五條 本令ノ規定ニ違反シ若ハ保存金下附ノ條件ニ違反シタルトキハ内務大臣ハ保存金ノ全部若ハ一部ノ還附ヲ命スルコトアルヘシ

第六條 國寶ハ分ツテ左ノ三種トス

但シ神社ノ祭神若ハ寺ノ本尊ハ此ノ限りニ在ラス

甲種 製作ノ優秀ナルモノ

乙種 由緒ノ特殊ナルモノ

丙種 歴史ノ證徴トナルモノ

甲種ハ製作ノ優秀ノ程度ニ依リ一等乃至四等ノ四等ニ分ツ

第七條 内務省ニ特別保護建造物臺帳並國寶臺帳ヲ備ヘ置クモノトス

第八條 特別保護建造物ノ臺帳ニハ左ノ事項ヲ記載スルモノトス

一 名稱

二 所有者及所在地

三 創立並沿革

四 構造、形式

五 寸尺

第九條 國寶臺帳ニハ左ノ事項ヲ記載スルモノトス

一 名稱

二 所有者及所在地

三 作者及傳來

四 第六條ノ種別等級

五 種類

六 員數

七 品質

八 形狀

九 寸尺

第十條 特別保護建造物者ハ國寶ヲ臺帳ニ登記シタルトキハ特別保護建造物證書ヲ

其物件所有者ニ交附ス

第十一條 古社寺保存法第六條但書ニ依リ別ニ監守者ヲ置カントスル者ハ其氏名、

履歷、資産調書ヲ添ヘ設置ノ事由ヲ詳具シテ内務大臣ニ願出ツヘシ

第十二條 特別保護建造物若ハ國寶ニシテ亡失毀損アリタルトキハ其實況ヲ詳具シ五日以内ニ内務大臣ニ届出ツヘシ

第十三條 補給金ハ左ノ標準ニ依リ之ヲ支給ス

甲種一等 五十圓以下三十五圓以上

同 二等 三十五圓以下二十圓以上

同 三等 二十圓以下十圓以上

同 四等 十圓以下二圓以上

乙種 二十圓以下二圓以上

丙種 六圓以下二圓以上

第十四條 前條ノ補給金ハ月割ヲ以テ計算シ、一箇月ニ滿タサル端日數及厘位未滿ハ切捨トス

第十五條 博物館ニ於テ國寶ヲ受領シタルトキハ受領證書ヲ交附シ又國寶ヲ返付スルトキハ該證書ト引換フヘシ

第十六條 博物館ニ於テ國寶ヲ受授シタルトキハ其都度内務大臣及當該地方長官ニ報告スヘシ

第十七條 従前社寺ニ下附シタル保存金ニ關シテハ古社寺保存法第十七條ニ依リ同法第十條乃至第十二條ヲ適用ス

第十八條 古社寺保存法第十九條ニ依リ保存金ノ下付ヲ出願セントスル者ハ第一條ノ規定ニ準據シテ願書ヲ差出スヘシ

第十九條 本令ニ依リ内務大臣ニ差出ス書類ハ總テ所轄地方廳ヲ經由スヘシ

△古社寺保存會規則(明治三十年十月二十七日勅令第四〇六號)

第一條 古社寺保存會ハ内務大臣ノ監督ニ屬シ古社寺保存法第二條及第四條ニ關スル事項其他古社寺保存ニ關スル事項ニ付内務大臣ノ諮詢ニ應シ意見ヲ開申ス

- 第二條 古社寺保存會ハ古社寺保存ニ關スル事項ニ付内務大臣ニ建議スルコトヲ得
- 第三條 古社寺保存會ハ會務整理ノ爲メ規則ヲ議定シ内務大臣ノ認可ヲ受クヘシ
- 第四條 古社寺保存會ハ會長一人委員二十五人以内ヲ以テ之ヲ組織ス
- 第五條 特別ノ事件ヲ審議スル爲メニ臨時必要ノ場合ニ於テハ前條定員ノ外臨時委員ヲ命スルコトヲ得
- 第六條 會長ハ勅任官ヲ以テ之ニ充ツ
- 第七條 委員及臨時委員ハ官吏又ハ學識若ハ經驗アル者ノ中ニ就キ内務大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス
- 第八條 古社寺保存會ニ幹事一人ヲ置キ内務省高等官ヲ以テ之ニ充ツ、幹事ハ會長ノ指揮ヲ受ケ庶務ヲ整理ス
- 第九條 會長ハ議事規則ニ依リ議事ヲ整理シ會議ノ決議ヲ内務大臣ニ具申ス
- 第十條 會長事故アルトキハ内務大臣ノ指命シタル委員ヲシテ事務ヲ代理セシム

第十一條 會長委員及幹事ニハ一箇年五百圓以内臨時委員ニハ事件ノ輕重ニ應シ相當ノ手當ヲ給スルコトヲ得

第十二條 古社寺保存會ニ書記ヲ置ク、會長及幹事ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ従事ス、書記ハ内務屬ヲ以テ之ニ充ツ

第十三條 書記ニハ事務ノ繁簡ニ應シ相當ノ手當ヲ給スルコトヲ得

第十四條 内務大臣ニ於テ必要ト認ムルトキハ委員又ハ其他者ヲシテ古社寺保存ニ關スル諸般ノ調査ヲ爲サシムルコトヲ得

△古器舊物保存方ノ件(明治五年五月二十三日
太政官布告二五一號)

古器舊物ノ類ハ古今時勢ノ變遷制度風俗ノ沿革ヲ考證シ候爲メ裨益不少候處自然厭舊競新候流弊ヨリ追々遺失毀壞ニ及ヒ候テハ實ニ可愛惜事ニ候條各地方ニ於テ歴世藏貯致シ居候古器舊物類別紙品目ノ通細大ヲ不論厚ク保存可致事
但品目並所藏人名委詳記載シ其官廳ヨリ可差出事

(別紙)

一 古佛像隊並佛具ノ部
佛像、經筒、五具足、寶鐸等ノ古佛具

(外ハ略)

○帝國憲法第二十八條 日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タル義務ニ背カサル限
リニ於テ信教ノ自由ヲ有ス

△貴族院伯子男爵議員選舉規則第二條 神官及諸宗ノ僧侶又ハ教師ハ被選舉タルコ
トヲ得ス

△貴族院多額納稅者議員互選規則第三條 神官及諸宗ノ僧侶又ハ教師ハ互選人タル
コトヲ得ス

△衆議院議員選舉法第十三條 神官、神職、僧侶其他諸宗教師、小學校教員ハ被選
舉權ヲ有セス其之ヲ罷メタル後三箇月ヲ經過セサル者亦同シ

△府縣制第六條第六項左ニ掲クル者ハ府縣會議員ノ被選舉ヲ有セス其之ヲ罷メタル
後一箇月ヲ經過セサル者亦同シ

三 神官神職僧侶其他諸宗教師

△郡制第六條第六項(神職ノ二字ヲ缺ク外府縣制ニ同シ)

△市制第十八條第二項(府縣制ニ同シ)

△市制第六條ノ市ノ區ニ關スル制第五條(同上)

△町村制第十五條第二項(同上)

△北海道會法第七條(同上)

△北海道區制第四十三條(同上)

△北海道一級町村制第四十二條左ニ掲クル者ハ被選舉權(町村會議員)ヲ有セス

四 神官僧侶其他諸宗教師

△北海道二級町村制第二十二條(神宮神職僧侶ト
アル外前ニ同シ)

△沖繩縣區制第四十五條(同上)

△沖繩縣及島嶼町村制第二十九條(同上)

△居留民團法施行規則(明治四十年四月二十三日
外務省令第二號)

第三十二條 左ニ掲ケタル者ハ行政委員タルコトヲ得ス

三 神官、神職、僧侶其他諸宗ノ教師

△居留民團法施行規則(明治三十九年七月十四日
統監府令一一一號)

第十七條 選舉權ヲ有スル居留民ハ被選舉ヲ有ス

但シ左ニ掲ケタル者ハ此ノ限ニ在ラス

二 神官、神職、僧侶其他諸宗教師

△治安警察法第五條 左ニ掲ケタル者ハ政事上ノ結社ニ加入スルコトヲ得ス

三 神官、神職、僧侶其他ノ諸宗教師

△刑法第三百三十四條第二項 宗教若クハ禱祀ノ職ニ在ル者又ハ此等ノ職ニ在リシ者

故ナク其業務上取扱ヒタルコトニ付キ知得タル人ノ秘密ヲ漏泄シタルトキ亦同シ

(六月以下ノ懲役又ハ百
圓以下ノ罰金ニ處ス)

△同第八十八條 神社佛堂、墓所其他禮拜所ニ對シ公然不敬ノ行爲アリタル者ハ六

月以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

△民事訴訟法第二百九十八條 左ノ場合ニ於テハ證言ヲ拒ムコトヲ得

第二 醫師、藥商、穩婆、公證人、辯護士、神職及僧侶カ其身分又ハ職業ノ爲委

託ヲ受ケタルニ因リテ知リタル事實ニシテ默秘スヘキモノニ關スルトキ

同第五百七十條 左ニ掲ケタル物ハ之ヲ差押フルコトヲ得ス

第五、文武ノ官吏、神職、僧侶、公立私立ノ教育場、教師、辯護士、公證人及ヒ

醫師ニ在テハ其職業ヲ執行スル爲缺クヘカラサル物並ニ身分相當ノ衣服

第六 文武ノ官吏、神職、僧侶及ヒ公立私立ノ教育場教師ニ在テハ第六百十八條

ニ規定スル職務上ノ收入又ハ恩給ノ差押ヲ受ケサル金額

但シ差押ヨリ次期ノ俸給又ハ恩給ノ支拂マテノ日數ニ應シテ之ヲ計算ス

第十 神體、佛像其他禮拜ノ用ニ供スル物

同第六百十八條 左ニ掲クル債權ハ之ヲ差押フルコトヲ得ス

第五 文武ノ官吏、神職、僧侶及公立私立ノ教育場教師ノ職務上ノ收入、恩給及

ヒ其遺族ノ扶助料

△刑事訴訟法第二百二十五條 左ニ記載シタル場合ニ於テハ證言ヲ拒ムコトヲ得

第二 (前略)宗教若クハ禱祀ノ職ニ在ル者又ハ此等ノ職ニ在リシ者其業務上取扱

ヒタルコトニ付キ知得タル事實ニシテ默秘スヘキモノニ關スルトキ

△警察犯處罰令第二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三十日未滿ノ拘留又ハ二十圓

未滿ノ科料ニ處ス

九 祭事、祝儀又ハ其行列ニ對シ惡戯又ハ妨害ヲ爲シタル者

十七 妄リニ吉凶禍福ヲ説キ又ハ祈禱、符呪等ヲ爲シ若ハ守札類ヲ授與シテ人ヲ

惑ハシタル者

十八 病者ニ對シ禁厭、祈禱、符呪等ヲ爲シ又ハ神符神水等ヲ與ヘ醫療ヲ妨グタル者

三十三 神祠、佛堂、禮拜所、墓所、碑表形象其他之ニ類スル物ヲ汚瀆シタル者

△衆議院議員選舉法

第八十七條 選舉ノ前後ヲ問ハス左ノ各號ノ一ニ該當スル所爲アル者ハ一月以上一年以下ノ(輕禁錮)ニ處シ又ハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

三 選舉ニ關シ選舉人又ハ其關係アル社寺、學校、會社、組合、市町村等ニ對スル用水、小作、借權、寄附其他利害ノ關係ヲ利用シ選舉人ヲ誘導シタル者及其誘導ニ應シタル者

第八十八條 左ノ各號ニ該當スル者ハ二月以上二年以下ノ輕禁錮ニ處シ五圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加ス

三 選舉ニ關シ選舉人又ハ其關係アル社寺、學校、會社、組合、市町村ニ對スル用水、小作、債權其他利害ノ關係ヲ利用シ選舉人ヲ威逼シタル者

△狩獵法第四條 左ニ掲クル場所ニ於テハ狩獵ヲ爲スコトヲ得ス

五 社寺境内 六 墓地

△鑛業條例第二十五條 鐵道、馬車鐵道、公道、河湖、堤防、沼池、社寺、墓地、公園地及建物ヨリ地表、地下トモ其周圍三十間以内ノ場所ニ於テハ所轄官廳若ハ所有者ノ承諾ヲ經ルニアラサレハ試掘又ハ採掘ヲ爲スコトヲ得ス但シ危險ノ虞ナキモノハ其承諾ヲ拒ムコトヲ得ス

○土地收用法施行令第三條 起業者カ内閣ノ認定ヲ受ケムトスル場合ニ於テ起業地内ニ左ニ掲ケタル土地アルキハ其土地ニ關スル調書及圖面ヲ申請書ニ添付スヘシ

四 社寺境内地 五 名所舊蹟及古墳地

△地租條例第四條 左ニ掲クル土地ニ付テハ其地租ヲ免ス

四 墳墓地

△所得稅法第四條ノ六 府縣郡市町村其他ノ公共團體、神社、寺院、祠宇、佛堂、及民法第三十四條ノ規定ニ依リ設立シタル法人ニハ所得稅ヲ課セス

△登錄稅法第二條 不動産ニ關スル登記ヲ受クル時ハ左ノ區別ニ從ヒ登錄稅ヲ納ムヘシ

三 遺言、贈與其他無償名義ニ因ル所有權ノ取得、不動産價格、千分ノ六十、但シ神社、寺院、祠宇、佛堂及民法第三十四條ニ依リ設立シタル社團又ハ財團法人カ寄附行爲ニ因リ所有權ヲ取得シタルトキハ不動産價格ノ千分ノ十第六條第三項 財團又ハ營利ヲ目的トセサル社團法人ニシテ登記ヲ受クルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登錄稅ヲ納ムヘシ

一 法人ノ設立、法人設立後ノ事務所設置、事務所ノ移轉、每一件、金一圓五十錢

二 登記事項ノ變更消滅又ハ廢止、登記ノ更正又ハ扶消、解散、清算人ノ選任解任又ハ變更、清算ノ結了、每一件金七十錢

第十九條 左ニ掲クルモノニハ登録稅ヲ課セス

三 社寺堂宇ノ敷地及墳墓地ニ係ル登記（神佛道ノ教會所並基督教ノ會堂ハ本號ニ準シ免稅）

△府縣制第一百十條 府縣稅ヲ賦課スルコトヲ得サルモノニ關シテハ法律勅令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルモノヲ除ク外市町村稅ノ例ニ依ル

△市制第二百一十一條第二項 神社寺院祠宇佛堂ノ用ニ供スル建物及其境内地並教會所說教所ノ用ニ供スル建物及其構内地ニ對シテハ市稅ヲ賦課スルコトヲ得ス
但シ有料ニテ之ヲ使用セシムル者及住宅ヲ以テ教會所說教所ノ用ニ充ツル者ニ對シテハ此ノ限ニ在ラス

○町村制第一百一條二項（市制ニ同シ）

△國稅徵收法第十六條 左ニ掲クル物件ハ之ヲ差押フルコトヲ得ス

四 祭祀禮拜ニ必要ナリト認ムル物及石碑、墓地

六 職務上必要ナル制服、祭服、法衣

△墓地及埋葬取締規則（明治六年二月七日
太政官布告第四十二號）

第六條 葬儀ハ寺堂若クハ家屋構内又ハ墓地若クハ火葬場ニ於テ行フヘシ

△墓地及埋葬取締規則施行方法細目標準（明治十七年十一月十八日
內務省達乙四〇號）

第三條 墓地ハ種族宗旨ヲ別タス其町村ニ本籍ヲ有シ若クハ其町村ニ於テ死シタル

モノハ何人ニテモ之ヲ葬ルコトヲ得其從前別段ノ習慣アルモノハ此限ニアラス

但シ死刑ニ處セラレタル者ハ墓地ノ一隅ヲ區劃シテ其内ニ埋葬スルモノトス

△著作權法第六條 官公衙學校社寺協會會社其他ニ於テ著作ノ名義ヲ以テ發行又ハ興行シタル著作物ノ著作權ハ發行又ハ興行ノトキヨリ三十年間繼續ス

△形像取締規則第一條 官有地及公衆ノ往來出入スル地ニ於テ永久保存ノ目的ヲ以

テ人物其他ノ形像ヲ建設、移轉、改造又ハ除却セントスル者ハ東京市京都市大阪
市ニ在テハ内務大臣其他ノ地方ニ在テハ地方長官(東京府ハ警視總監以下同シ)ノ
許可ヲ受クヘシ

但シ墓地境内ニ於テ慣例ニ依リ禮拜ノ用ニ供スルモノハ此ノ限ニ在ラス

△刑死者犯罪者墓標祭祀寫真等ニ關スル取締規程

第一條 刑死者ノ墓標ニハ氏名、法號、族籍、年齢、生死ノ年月日ヲ記入スルニ止
メ他ノ事項ヲ記スルコトヲ得ス

△富興行禁止(明治元年十二月二十三日)
行政官布告

富興行之儀ハ兼テ御制禁ニ有之候處近年諸國ニ於テ金錢融通ヲ名トシ或ハ社寺再建
等ニ托シ興行致候向モ有之趣元來澆季ノ弊風僥倖ノ利ヲ以テ民心ヲ誘惑スルヨリ自
然農工商共其職業ヲ惰リ往々之カ爲ニ家産ヲ破候者モ不少哉ニ相聞ヘ以ノ外ノ事ニ
候斯ク御維新ノ折柄右様ノ所業殊ニ御趣意ニ相戾リ候儀ニ付更ニ嚴禁被仰出候事

△地所名稱區別(明治七年十一月七日)
太政官布告第百二十號

官有地

第一種 (略) 第二種 (略)

第三種 (地券ヲ發セス) 地租ヲ課セス(地方税)ヲ賦セサルヲ法トス

一 民有地ニアラサル堂宇敷地及墳墓地

(第一號乃至第六號及第八號ハ略ス)

第四種 (地券ヲ發セス) 地租ヲ課セス、地方税ヲ賦セサルヲ法トス

一 寺院大中小學校説教場病院貧院等民有地ニアラサルモノ

民有地

第一種 (地券ヲ發シ地租ヲ課シ地方税)ヲ賦スルヲ法トス

一 人民數人或ハ一村或ハ數村所有ノ確證アル學校病院郷倉牧場社寺等官有
地ニアラサル土地ヲ云フ

但シ此地賣買ハ其所有者一般ノ自由ニ任スト雖モ潰地(或ハ開墾)等ノ如キ
大ニ地形ヲ變換スルハ官ノ許可ヲ乞フヲ法トス

(第一號ハ略ス)

第二種 (地券ヲ發シ地租地方稅)ヲ賦セサルヲ法トス

一 官有ニアラサル、鄉村社地及ヒ墳墓地等ヲ云フ

(第二、三號ハ略ス)

△國有林野法(明治三十二年二月三日
法律第八十五號)

第三條 (三項)社寺土地ニシテ其境内ニ必要ナル風致林野ハ區域ヲ畫シテ社寺現境

内ニ編入スルコトヲ得

第八條 國有林野ハ左ノ場合ニ限り隨意契約ヲ以テ賣拂フコトヲ得

一 公用又ハ公益事業ノ爲必要アルトキ

三 社寺土地ノ森林ヲ其ノ社寺ニ賣拂フトキ

四 命令ノ定ムル所ニ依リ特別ノ緣故アル林野ヲ其緣故アル者ニ賣拂フトキ

(二號五號六號七號ハ略ス)

第十七條 社寺土地ノ森林ハ其社寺ニ保存セシムルコトヲ得

社寺ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ社寺林地ヲ使用シ又ハ主副產物ヲ採取スルコトヲ得

△國有林野法施行規則(明治三十二年八月三日
農商務省令第二十五號)

第一章 社寺境内編入

第一條 社寺國有林野法第三條第三項ノ規定ニ依リ境内編入ヲ出願セントスルトキ
ハ願書ニ其事由ヲ詳記シ之ニ實測圖ヲ添附シ地方長官ヲ經由シテ内務農商務兩大
臣ニ差出スヘシ

第二條 地方長官願書ヲ受理シタルトキハ大林區署長ト協議シタル後實地調査ヲ爲
シ其意見書ヲ願書ニ添附スヘシ

第二條ノ二 内務農商務兩大臣ハ地方長官ヲシテ國有林野法第三條第三項ノ境内編

入ヲ爲サシムルコトヲ得

第三章 賣拂

第七條 國有林野法第八條第四號ノ緣故者トハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヲ謂フ
(左記一、二、三、四、五、八、九、十號ハ略ス)

- 六 神祠、佛堂、墓碑其他ノ遺跡ノ存スル林野ニ在リテハ其遺跡ニ緣故アル者
- 七 古記、社傳又ハ歴史ノ證スル所ニ依リ社寺ニ緣故アル林野ニ在リテハ其社寺

第八章 保管

- 第四十一條 社寺國有林野法第十七條ノ規定ニ依リ其上地ノ森林ノ保管ヲ出願セン
トスルトキハ願書ニ實測圖及保護方法書ヲ添附シテ之ヲ大林區署長ニ差出スヘシ
- 第四十二條 社寺其保管林ニ看守人ヲ置キタルトキ又ハ看守人ヲ變更シタルトキハ
其氏名・住所及年齢ヲ大林區署長ニ届出ツヘシ
- 第四十三條 左ノ場合ニ於テハ社寺ハ直チニ大林區署長ニ届出ヘシ

- 一 保管林又ハ其木竹ニ異狀ヲ生シタルトキ
- 二 採取スヘキ主產物ノ搬出ヲ終ハリタルトキ
- 三 保管林ノ植樹、補植、手入其他造林ニ必要ナル行爲ヲ爲シタルトキ
- 第四十四條 保管林ノ主產物ヲ採取スル場合ニ於テハ大林區署長ハ社寺ノ採取スヘ
キ產物、其伐採ノ方法及搬出期間ヲ指定スヘシ

第十一章 雜則

第六十三條 (第二項)寺院ノ出願ニ付テハ住職及檀徒(檀徒ナキトキハ信徒)總代願
書ニ連署連印シ之ニ管長ノ添書ヲ附スヘシ佛堂ノ出願ニ付テハ受持僧侶及信徒總
代願書ニ連印スヘシ

△社寺保管林規則(明治三十二年八月三日
勅令第三百六十一號)

第一條 社寺上地ノ森林保管ヲ其社寺ノ願出ニ依リ許可スルハ本令ノ定ムル所ニ依
ル

第二條 保管林ノ區域ハ農商務大臣之ヲ定ム

第三條 保管林ノ保管期間ハ十五年ヲ超ユルコトヲ得ス

前項ノ期間ハ之ヲ更新スルコトヲ得

第四條 社寺ニシテ保管林地ヲ使用セントスルトキハ大林區署長ノ許可ヲ受ケヘシ
但シ祭典又ハ法用ノ爲一時之ヲ使用スルトキハ此ノ限ニ在ラス

社寺ハ保管林地ノ使用ニ付林地ノ資質ヲ害シ又ハ風致ヲ損スルコトヲ得ス

第五條 社寺ハ保管林ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

- 一 火災ノ豫防及消防
- 二 盜伐、誤伐、冒認其他ノ加害行爲ノ豫防及防止
- 三 有害動物ノ豫防及驅除
- 四 境界標其他ノ標識ノ保存
- 五 稚樹ノ保育

六 大林區署長ノ命ニ依リ看守人ヲ配置スルコト

七 大林區署長ノ指定シタル方法ニ從ヒ保管林ノ植樹、補植、手入其他造林ニ必要ナル行爲ヲナスコト

第六條 社寺ハ伐採量ノ二分ノ一ニ相當スル主産物ヲ採取スルコトヲ得
根株ハ大林區署長ノ許可ヲ得ルニ非レハ之ヲ採用スルコトヲ得ス

第七條 社寺ハ林地ノ資質ヲ爲ササル副産物ヲ採取スルコトヲ得

第八條 社林ハ大林區署長ノ指定シタル期間内ニ其ノ採取産物ノ搬出ヲ終ルヘシ
前項ノ期間内ニ搬出ヲ終ラサルトキハ其産物ヲ採取スル權利ヲ失フ

第九條 左ノ場合ニ於テハ農商務大臣ハ保管ヲ解除スルコトヲ得

- 一 社寺ノ管理者第四條ノ規定ニ違背シタルトキ
- 二 社寺ノ管理者第五條ノ義務ヲ怠リタルトキ
- 三 社寺ノ管理者其保管林ニ關シ罪ヲ犯シタルトキ

四 保管林ヲ公用又ハ公益事業ニ供スル必要生シタルトキ

前項ノ規定ニ依リテ保管ヲ解除シタル場合ニ於テハ損害ヲ賠償セス

第十條 社寺ノ管理者許可ヲ得スシテ保管林地ヲ使用シタルトキハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス、社寺ノ管理者保管林ヲ他人ニ貸付シ又ハ使用セシメタルトキ亦同シ

附 則

第十一條 本令施行前ニ社寺ニ委託シタル上地官林ハ従前ノ例ニ依ル

第十二條 本令施行前ニ社寺ニ委託シタル上地官林ハ其社寺ノ出願ニ依リ本令ニ定ムル保管林ト爲スコトヲ得

△耕地整理法第四十三條、左ニ掲クル土地ハ之ヲ耕地整理組合ノ地區ニ編入スルコトヲ得ス但シ第一號乃至第十三號ノ土地ニ付テハ主務官廳又ハ公共團體ノ認許、第四號乃至第八號ノ土地ニ付テハ土地所有者、關係人及建物ニ付登記シタル權利ヲ有スル者ノ同意ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

四 各勝地、舊蹟地

五 古墳墓地、墳墓地

六 社寺境内地

○森林法(明治四十年四月二十三日法律第四十三號)

第一條 森林ハ其所有者ニ依リ之ヲ分テ御料林、國有林、公有林、社寺有林及私有林トス

前項ノ種別ニ依リ難キ森林ニ關シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法ヲ適用セス

第七條 公園、社寺境内及命令ヲ以テ定ムル土地ニ付テハ本法ヲ適用セス但シ命令ニ別段ノ規定アルトキハ此ノ限ニ在ラス

第九條 地方長官ニ於テ必要アリト認ムルトキハ公共團體又ハ社寺ノ代表者ヲシテ森林又ハ森林トシテ管理スヘキ土地ニ付施業案又ハ施業要領ヲ定メ其認可ヲ受ケシムルコトヲ得

地方長官ニ於テ必要アリト認ムルトキハ前項ノ施業案又ハ施業要領ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第十條 公有林、社寺有林、又ハ私有林ニシテ荒廢ノ虞アルトキハ地方長官ニ於テ施業ノ方法ヲ指定スルコトヲ得

前項指定ノ方法ニ違反シ伐木ヲ爲シタル者ニハ地方長官其伐木ヲ停止シ伐木跡地ニ造林ヲ命スルコトヲ得

第二十五條第二項ノ規定ハ前二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十三條 公有林、社寺有林又ハ私有林ニ付地方長官ハ土地ノ狀況ニ依ル箇所及期間ヲ指定シ落葉、落枝、柴草、土石、樹根、草根、切芝ノ採取若ハ採掘ニ關スル制限又ハ禁止ヲ爲スコトヲ得

第十四條 主務大臣ハ左ニ掲クル場合ニ於テ森林ヲ保安林ニ編入スルコトヲ得

九 社寺、名勝又ハ舊跡ノ風致ノ爲必要ナルトキ

ハ森林法施行規則(明治四十年十二月二十六日)
(農商務省令第二十二號)

第一條 公共團體又ハ社寺カ森林ヲ得喪シ又ハ廢止シタルトキハ其代表者ハ遲滞ナク第一號様式ニ準シテ届書ヲ作り之ヲ地方長官ニ差出スヘシ

公共團體又ハ社寺ニ屬スル土地カ森林タルニ至リシトキハ其代表者ハ遲滞ナク第二號様式ニ準シテ届書ヲ作り之ヲ地方長官ニ差出スヘシ

第二條 公共團體又ハ社寺ノ代表者ハ其公共團體又ハ社寺ニ屬スル原野、山嶽、荒蕪地又ハ森林タリシモノニシテ現ニ荒蕪セルモノニ付森林トシテ管理スヘキモノト否トヲ區分シ第二號様式ニ準シテ區分書ヲ作り地方長官ノ定メタル期間内ニ之ヲ地方長官ニ差出シ認可ヲ受クヘシ

地方長官ハ區分ヲ更正シテ前項ノ認可ヲ與フルコトヲ得
前二項ニ依リ認可ヲ受クタル區分ヲ變更セムトスルトキハ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

第三條 公共團體又ハ社寺ノ代表者ハ其ノ公共團體又ハ社寺ニ屬スル森林又ハ森林トシテ管理スヘキ土地ニ付第四號又ハ第五號様式ニ準シテ管理ノ方法ヲ記載シタル届書ヲ作り地方長官ノ定メタル期間内ニ之ヲ地方長官ニ差出スヘシ但シ保安林及地方長官ニ於テ森林法第九條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケシムルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

前項ニ依リ届出テタル方法ヲ變更シタルトキハ公共團體又ハ社寺ノ代表者ハ遲滞ナク其旨ヲ地方長官ニ届出ツヘシ

第二十一條 使用スヘキ土地内ニ左ニ掲ケタル土地アルトキハ其土地ニ關スル調書及圖面ヲ前條(森林法四十條ノ規定ニ依リ)ノ申請書ニ添附スヘシ

四 社寺境内

五 名所舊跡及古墳墓

第五十二條 公共團體又ハ社寺ノ代表者ハ本則施行ノ際現ニ存在スル公有林又ハ社

寺有林ニ第十號様式ニ準シテ届書ヲ作り本則施行後遲滞ナク之ヲ地方長官ニ差出スヘシ

△不要存置國有林野賣拂規則(明治三十年十二月二十八日 農商務會令三十三號)

第一條 大林區署ハ國有林野ニ關シ左ノ臺帳ヲ備ヘ之ヲ保存整理スヘシ

四 保管林臺帳、國有林野法第十七條又ハ社寺土地官林委託規則ニ依リ保管セシメタル國有林ニ關スル事項ヲ登錄スルモノトス

第五條 部分林臺帳ハ國有地、公有地社寺有地及私有地ニ分チ各別ニ之ヲ調製シ左ノ事項ヲ記載スヘシ

(左記略)

第七條(第二項) 社寺土地官林委託規則ニ依ル委託林ニ付テハ前項ニ掲ケル事項(保安臺帳ニ記載スヘキ事項)ノ外尙其旨ヲ明記スヘシ

△御料地拂下規程(明治四十一年十二月二十八日 宮内省令第十號)

現行宗教法令

第二條 不要存御料地ハ左ニ掲ケタル各號ノ一ニ該當スル者ニ特ニ拂下ヲ爲スモノトス

三 社寺ニ於テ從來法要ニ使用シタル土地ニ付テハ其社寺

四 神祠、佛堂ノ存在スル土地ニ付テハ其祠堂ノ主持者

五 祠宇其他遺蹟ノ存在シ又ハ墓碑等ノ建設シアル土地ニ付テハ其緣故者

第二十七條 神社又ハ寺院ヨリ拂下ノ出願ヲ爲ス場合ニ於テハ神社ニ在リテハ願書

ニ住職及檀徒總代三名以上檀徒ナキトキハ信徒總代三名以上連署シ市町村長及宗派管長ノ與書ヲ受ケ之ヲ差出スヘシ

△土地ノ產物貯材及生産品ノ賣拂ニシテ隨意契約ニ依ルコ

トヲ得ル場合ニ關スル件(明治四十五年七月十日
宮内省令第七號)

第一條 土地ノ產物ノ賣拂ハ左ノ場合ニ限り隨意契約ニ依ルコトヲ得

三 官國幣社、府縣社其ノ他特別ノ由緒アル社寺ノ建築又ハ營繕ノ材料トシテ其

社寺ニ賣拂フトキ其社寺用ノ薪炭ノ材料ニ付キ亦同シ

△朝鮮ニ於ケル制令及總督府令

○寺刹令(明治四十四年六月三日
制令第七號)

第一條 寺刹ヲ併合、移轉又ハ廢止セムトスルトキハ朝鮮總督ノ許可ヲ受クヘシ其基址又ハ名稱ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

第二條 寺刹ノ基址及伽藍ハ地方長官ノ許可ヲ受クルニ非サレハ傳法、布教、法要執行及僧尼止住ノ目的以外ニ之ヲ使用シ又ハ使用セシムルコトヲ得ス

第三條 寺刹ノ本末關係、僧規其他必要ナル寺法ハ各本寺ニ於テ之ヲ定メ朝鮮總督ノ認可ヲ受クヘシ

第四條 寺刹ニハ住持ヲ置クコトヲ要ス

住持ハ其寺刹ニ屬スル一切ノ財産ヲ管理シ寺務及法要執行ノ責ニ任シ寺刹ヲ代表

ス

第五條 寺刹ニ屬スル土地、森林、建物、佛像、石物、古文書、古書畫其他ノ貴重品ハ朝鮮總督ノ許可ヲ受クルニ非ラサレハ之ヲ處分スルコトヲ得ス

第六條 前條ノ規定ニ違反シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第七條 本令ニ規定スルモノ、外寺刹ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム

本令施行ノ期日ハ朝鮮總督之ヲ定ム

(明治四十四年七月八日府令第八十三號ヲ以テ同年九月一日ヨリ施行)

△寺刹令施行規則(明治四十四年七月八日朝鮮總督府令第八十四號)

第一條 住持ヲ定ムル方法、住持ノ交替手續及其任期中死亡其他ノ事故ニ因リ缺員ヲ生シタル場合ニ於ケル寺務取扱方法ハ寺法中ニ之ヲ規定スヘシ

第二條 左ニ掲ケル寺刹ノ住持ノ就職ニ付テハ朝鮮總督ニ申請シ認可ヲ受クヘシ

(左記ハ茲ニ省略ス)

第三條 前條認可ノ申請書ニハ住持タルヘキ者ノ身分、年齢及修行履歷書ヲ添附ス

ヘシ

第四條 住持ノ任期ハ三年トス

但シ任期滿了ノ後再任スルコトヲ妨ケス

第五條 住持犯罪其他不正ノ行爲アリタルトキ又ハ職務ヲ忘リタルトキハ其就職ノ認可ヲ取消スコトヲ得

第六條 前條ニ依リ認可ヲ取消サレタル者ハ寺法ノ定ムル所ニ依リ一切ノ事務ヲ引繼キ一週間以内ニ其寺刹ヲ退去スヘシ

第七條 住持ハ寺刹ニ屬スル土地、森林、建物、佛像、石物、古文書、古書畫、梵鐘、經卷、佛器、佛具其他貴重品ノ目錄書ヲ作り住持就職後五月以内ニ之ヲ朝鮮總督ニ差出スヘシ

前項ノ財産ニ増減異動アリタルトキハ五日以内ニ之ヲ朝鮮總督ニ届出ツヘシ

第八條 第七條ノ届出ヲ爲ササル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ拘留ニ處ス第六條ノ規定ニ違反シタル者亦同シ

附 則

本令ハ寺刹施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

各本寺ニ於テハ本令施行後五月以内ニ寺法ノ認可ヲ申請スヘシ

本令施行ノ際住持ナキ寺刹ハ慣例ニ從ヒ本令施行後三月以内ニ之ヲ定メ其認可ヲ申請スヘシ

△神社寺院規則(大正四年八月十六日
朝鮮總督府令第八十二號)

第一條 神社ヲ創立セムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ創立地ニ於テ崇敬者ト爲ルヘ

キ者三十人以上連署シテ朝鮮總督ノ許可ヲ受クヘシ

- 一 創立ノ事由
- 二 神社ノ稱號

三 創立地名

四 祭神

五 建物並境内地ノ坪數、圖面及境内地周圍ノ狀況

六 創立費及其ノ支辨方法

七 維持ノ方法

八 崇敬者ノ數

第二條 寺院ヲ創立セムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ創立地ニ於テ檀信徒トナルヘキ者三十人以上連署シ所屬宗派管長ノ承認書ヲ添ヘ朝鮮總督ノ許可ヲ受クヘシ

一 創立ノ事由

二 寺院ノ稱號

三 創立地名

四 本尊並所屬宗派ノ名稱

- 五 建物並境内地ノ坪數、圖面及境内地周圍ノ狀況
- 六 創立費及其ノ支辨方法
- 七 維持ノ方法
- 八 檀信徒ノ數
- 第三條 神社ニハ神殿及拜殿ヲ備フヘシ
- 第四條 寺院ニハ本堂及庫裏ヲ備フヘシ
- 第五條 神社又ハ寺院ノ創立ノ許可ヲ受ケタル者許可ノ日ヨリ二年内ニ神殿、拜殿又ハ本堂庫裏ヲ建設セサルトキハ許可ハ其効力ヲ失フ
但シ特別ノ事由アルトキハ朝鮮總督ノ許可ヲ受ケ其期間ヲ延長スルコトヲ得
建設ヲ竣リタルトキハ朝鮮總督ニ届出ツヘシ
- 第六條 變災ニ作リ神殿、拜殿又ハ本堂、庫裏ヲ亡失シタルトキ又ハ亡失シタル神殿拜殿若クハ本堂庫裏ヲ再建シタルトキハ朝鮮總督ニ届出ヘシ

神殿、拜殿又ハ本堂庫裏ヲ亡失ノ日ヨリ六年内ニ再建セサルトキハ創立許可ハ其効力ヲ失フ

第七條 神社又ハ寺院ヲ移轉セムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ朝鮮總督ノ許可ヲ受クヘシ

- 一 移轉ノ事由
- 二 移轉先地名
- 三 建物並境内地ノ坪數、圖面及境内地周圍ノ狀況
- 四 移轉費及其支辨方法
- 第八條 第五條ノ規定ハ神社又ハ寺院移轉ノ場合ニ之ヲ準用ス
- 第九條 神社又ハ寺院ヲ廢止又ハ合併セムトスルトキハ其事由及財産ノ處分法ヲ具シ朝鮮總督ノ許可ヲ受クヘシ
- 第十條 左ニ掲クル場合ニ於テハ朝鮮總督ノ許可ヲ受クヘシ

- 一 神社ノ稱號ヲ變更シ又ハ祭神ヲ増減變更セムトスルトキ
 - 二 寺院ノ稱號ヲ變更シ又ハ本尊ヲ増減變更セムトスルトキ
 - 三 寺院ノ所屬宗派ヲ變更セムトスルトキ
 - 四 神社又ハ寺院ノ維持ノ方法ヲ變更セムトスルトキ
 - 五 建物又ハ境内地ノ坪數ヲ増減セムトスルトキ
- 前項第五號ノ場合ニ於テハ其圖面ヲ申請書ニ添附スヘシ
- 第十一條 寺院ニハ住職ヲ置キ寺院ニ關スル事務ヲ管理セシムヘシ
住職ヲ命セラレタルトキハ本人、死亡其他ノ爲住職ニ異動アリタルトキハ檀信徒
總代ヨリ之ヲ朝鮮總督ニ届出ツヘシ
- 第十二條 神社ニハ崇敬者總代寺院ニハ檀信徒總代各三人以上ヲ置キ其住所氏名ヲ
其神社寺院所在地ヲ管轄スル道長官ニ届出ツヘシ其異動アリタルトキ亦同シ
道長官ハ前項ノ總代ヲ不適任ト認ムルトキハ變更セシムルコトヲ得

總代ハ神社又ハ寺院ノ維持保存ニ關シ神職又ハ住職ヲ補助シ神社又ハ寺院ニ關ス
ル願届ニ連署スヘシ

第十三條 神社又ハ寺院ハ其所有ニ屬スル不動産及寶物ニ關シ左ノ事項ヲ具シ朝鮮
總督ニ届出ツヘシ其異動アリタルトキ亦同シ

- 一 土地ニ在リテハ所在地、地番號、地目、面積及境内地、境外地ノ區別
- 二 建物ニ在リテハ所在地、建坪、名稱、構造ノ種類及境内地ニ在ルモノト境外
地ニ在ルモノトノ區別
- 三 寶物ニ在リテハ其名稱員數品質形狀寸尺作者及傳來

第十四條 神社又ハ寺院ハ財産臺帳ヲ備ヘ其所有ニ屬スル不動産及寶物ニ關シ前條
各號ノ事項ヲ登載スヘシ

第十五條 左ニ掲クル場合ニ於テハ朝鮮總督ノ許可ヲ受クヘシ

- 一 不動産又ハ寶物ヲ賣却、讓與、交換、質入若ハ低當ト爲サムトスルトキ

二 境内地ノ立竹木ヲ伐採セムトスルトキ
 三 負債ヲ爲サントスルトキ

第十六條 境内地及其建物ハ道長官ノ許可ヲ受クルニ非サレハ神社ニ在リテハ祭典儀式ノ執行、寺院ニ在リテハ傳法、布教、法要執行及僧尼止住ノ目的以外ニ濫ニ之ヲ使用シ又ハ使用セシムルコトヲ得ス

第十七條 第五條第一項但書ハ第七條、第九條、第十條又ハ第十五條ニ依リ寺院ヨリ提出スル願書ニハ其所屬宗派管長ノ意見書ヲ添附スヘシ

第十八條 本令ニ依ル届出ハ其事故ノ生シタル日ヨリ二週間内ニ之ヲ爲スヘシ

第十九條 本令中寺院ニ關スル規定ハ内地ニ於ケル佛道各宗派一屬スルモノニ限リ之ヲ適用ス

第二十條 許可ヲ受ケスシテ神社寺院又ハ之ニ類似ノ建造物ヲ設ケタル者ハ一年以下ノ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

附 則

本令ハ大正四年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ存在スル神社又ハ寺院ハ本令施行ノ日ヨリ五月内ニ第一條又ハ第二條ノ手續ヲ爲スヘシ神社寺院規則ニ依ル神社寺院創立願、同財産届ノ様式ヲ大正四年十月一日朝鮮總督府告示第二百五十四號ヲ以テ定ム

△布教規則(大正四年八月十六日朝鮮總督府令第八十三號)

第一條 本令ニ於テ宗教ト稱スルハ神道、佛道及基督教ヲ謂フ

第二條 宗教ノ宣布ニ從事セムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ布教者タル資格ヲ證明スヘキ文書及履歷書ヲ添ヘ朝鮮總督ニ届出ツヘシ

但シ布教管理者ヲ置キタル教派宗派又ハ朝鮮ノ寺刹ニ屬スル者ニ在リテハ第二號ノ事項ヲ省略スルコトヲ得

一 宗教及其教派宗派ノ名稱

二 教義ノ要領
三 布教ノ方法

前項各號ニ掲クル事項ヲ變更シタルトキハ十日内ニ朝鮮總督ニ届出ツヘシ

第三條 神道各教派又ハ内地ノ佛道各宗派ニ於テ布教ヲ爲サムトスルトキハ其教派又ハ宗派ノ管長ハ布教管理者ヲ定メ左ノ事項ヲ具シ朝鮮總督ノ認可ヲ受クヘシ

- 一 宗教及其教派、宗派ノ名稱
- 二 教規又ハ宗制
- 三 布教ノ方法
- 四 布教管理者ノ權限
- 五 布教者監督ノ方法
- 六 布教管理事務所ノ位置
- 七 布教管理者ノ氏名及其履歷書

前項各號ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ朝鮮總督ノ認可ヲ受クヘシ

第四條 朝鮮總督ハ布教ノ方法、布教管理者ノ權限及布教者監督ノ方法又ハ布教管理者ヲ不適當ト認ムルトキハ其變更ヲ命スルコトアルヘシ

第五條 布教管理者ハ朝鮮ニ居住スル者タルコトヲ要ス布教管理者ハ毎年十二月三十一日ノ現在ニ依リ所屬布教者名簿ヲ作り翌年一月三十一日迄ニ朝鮮總督ニ届出ツヘシ

前項ノ名簿ニハ布教者ノ氏名及居住地ヲ記載スヘシ

第六條 朝鮮總督ニ於テ必要アリト認ムルトキハ第三條以外ノ教派又ハ宗派ニ對シ布教管理者ヲ置カシムルコトアルヘシ

前項ニ依リ布教監理者ヲ置キタルトキハ十日内ニ第三條第一項各號ノ事項ヲ朝鮮總督ニ届出ツヘシ之ヲ變更シタルトキ亦同シ

第七條 前條ノ布教管理者ニ付テハ第四條及第五條ノ規定ヲ準用ス

第三條以外ノ教派又ハ宗派ニ於テ其規約等ニ依リ布教管理者ヲ置キタルトキハ第四條、第五條及前條第二項ノ規定ヲ準用ス

第八條 宗教ノ宣布ニ從事スル者氏名ヲ變更シ居住地ヲ移轉シ又ハ布教ヲ廢シタルトキハ十日内ニ朝鮮總督ニ届出ツヘシ

第九條 宗教ノ用ニ供スル爲教會堂、説教所又ハ講義所ノ類ヲ設立セムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ朝鮮總督ノ許可ヲ受クヘシ

- 一 設立ヲ要スル事由
- 二 名所及所在地
- 三 敷地ノ面積及建物ノ坪數其所有者ノ氏名並圖面
- 四 宗教及其教派宗派ノ名稱
- 五 布教擔任者ノ資格及其選定法
- 六 設立費及其支辨方法

七 管理及維持ノ方法

前項第五號ニ依リ布教擔任者ヲ選定シタルトキハ設立者又ハ布教管理者ハ其氏名及居住地ヲ具シ履歷書ヲ添ヘ十日内ニ朝鮮總督ニ届出ツヘシ之ヲ變更シタルトキ亦同シ

第十條 前條第一項第二號乃至第七號ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ其事由ヲ具シ朝鮮總督ノ許可ヲ受クヘシ

第十一條 宗教ノ用ニ供スル教會堂、説教所又ハ講義所ノ類ヲ廢止シタルトキハ十日内ニ朝鮮總督ニ届出ツヘシ

第十二條 布教管理者及朝鮮寺刹ノ本寺住持ハ各其所屬寺院教會堂、説教所又ハ講義所別ニ毎年十二月三十一日ノ現在ニ依リ其信徒數及其年ニ於ケル信徒ノ増減數ヲ翌年一月三十一日迄ニ朝鮮總督ニ届出ツヘシ

前項ノ届出ハ布教管理者ヲ置カサル教派宗教及朝鮮ノ寺刹ニ屬セサル教會堂、設

説所又ハ講義所ニ在リテハ各其布教擔任者ヨリ届出ツヘシ

第十三條 布教管理者ヲ置キタル教派、宗派ニ屬スル者又ハ朝鮮ノ寺刹ニ屬スル者本令ニ依リ許可ヲ受ケ又ハ届出ヲ爲サムトスルトキハ布教管理者又ハ本寺住持ノ副書ヲ添附スヘシ

第十四條 第九條第一項又ハ第十條ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第十五條 朝鮮總督ハ必要アル場合ニ於テハ宗教類似ノ團體ト認ムルモノニ本令ヲ準用スルコトアルヘシ

前項ニ依リ本令ヲ準用スヘキ團體ハ之ヲ告示ス

附 則

第十六條 本令ハ大正四年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十七條 明治三十九年統監府令第四十五號ハ之ヲ廢止ス

第十八條 明治三十九年統監府令第四十五號第一條、第二條及第三條ニ依リ認可ヲ受ケタル者ハ本令第二條ノ届出ヲ爲シ又ハ第三條ノ認可若ハ第九條ノ認可ヲ受ケタル者ト看做ス

但シ本令第二條ニ該當スル者ニアリテハ同條第一項第三號第五號ノ事項並ニ布教擔任者ノ氏名及履歷ヲ具シ本令施行ノ日ヨリ三月内ニ朝鮮總督ニ届出ツヘシ

第十九條 本令施行ノ際現ニ宗教ノ宣布ニ従事シ布教管理者ヲ置キ又ハ宗教ノ用ニ供スル教會堂説教所、講義所ノ類ヲ管理スル者ニシテ前條ニ該當セサルモノハ本令施行ノ日ヨリ三月内ニ第二條第三條又前項ニ依リ第九條ノ事項ヲ届出タル者ハ本令ニ依リ許可ヲ受ケタル者ト看做ス

(布教規則ニ依ル布教届、布教願、布教者管理者設置願、信徒數届ノ様式ヲ大正四年十月一日朝鮮總督府告示第二百五十三號ヲ以テ定ム)

△臺灣ニ於ケル總督府令

△社寺教務所說教所建立廢合規則(明治三十二年六月十六日 臺灣總督令第四十七號)

第一條 社寺教務所(教會所法務所講社事務所ノ類) 說教所(說教所ノミニ使用スルモノ)ノ建立移轉改稱廢合ハ此規則ニ依ルヘシ

第二條 神社ハ本殿拜殿ヲ有シ其他祭典ニ必要ナル設備アルヲ要ス

第三條 寺院ハ本堂庫裏ヲ有シ其他法用ニ必要ナル設備アルヲ要ス

第四條 神社又ハ寺院ヲ設立セントスルトキハ左ノ諸件ヲ具シ臺灣總督ノ許可ヲ請フヘシ

- 一 神社ハ社號及祭神
- 二 寺院ハ寺院號及宗旨
- 三 建立スヘキ地名

- 四 建物並境内ノ坪數及圖面
- 五 境内官地民地ノ區別
- 六 維持ノ方法

七 分社又ハ末寺ニ係ルトキハ其本社又ハ本寺ノ承認ヲ得タルコト

八 在來ノ廟宇等ヲ社寺ニ充テントスルトキハ其廟宇等ノ建物並境内ノ坪數附屬財産ノ數額及賣買貸借等ノ關係

第五條 前條ノ許可ヲ得テ社寺ヲ建立シ遷座又ハ入佛ノ式ヲ了シタルトキハ左ノ諸件ヲ具シ五日内ニ管轄地方廳ニ届出ツヘシ

- 一 遷座又ハ入佛ヲ了シタル年月日
- 二 財産目錄
- 三 氏子又ハ檀家若ハ信徒ノ數
- 四 受持神官又ハ住職ノ本籍地現住所族稱氏名年齢及宗教上ノ資格

第六條 前條第二號、第四號ニ掲ケタル事項ニ異動アリタルトキハ其旨五日以内ニ管轄地方廳ニ届出ツヘシ

第七條 社寺ヲ移轉セントスルトキハ左ノ諸件ヲ具シ臺灣總督ノ許可ヲ請フヘシ

- 一 社寺號及所在地
- 二 移轉スヘキ地名
- 三 移轉地ニ造營スヘキ社寺ノ建物並境内ノ坪數及圖面
- 四 境内官地民地ノ區別
- 五 第四條第七號第八號ニ掲ケタル事項
- 六 移轉ヲ要スル理由

第八條 前條ノ許可ヲ得テ社寺ヲ移轉シタルトキハ其遷座又ハ入佛シタル年月日ヲ五日內ニ管轄地方廳ニ届出ツヘシ

第九條 社寺號ヲ改稱セントスルトキハ左ノ諸件ヲ具シ臺灣總督ノ許可ヲ受クヘシ

- 一 社寺號及所在地名
- 二 改稱スヘキ社寺號
- 三 改稱ヲ要スル理由

第十條 社寺ヲ廢合セントスルトキハ左ノ諸件ヲ具シ臺灣總督ノ許可ヲ請フヘシ

- 一 社寺號及所在地名
- 二 建立許可ノ年月日
- 三 分社又ハ末寺ニ係ルトキハ其本社又ハ本寺ノ承認ヲ得タルコト
- 四 建物並境内地其他所屬財産ノ處分方法
- 五 廢合ヲ要スル理由

第十一條 教務所又ハ說教所ヲ建立セントスルトキハ左ノ諸件ヲ具シ管轄地方廳ノ認可ヲ請フヘシ

- 一 教務所又ハ說教所ノ名稱及建立スヘキ地名

- 二 教派ノ名稱
 - 三 在來ノ廟宇等ヲ教務所又ハ說教所ニ充ントスルトキハ其廟宇等ノ建物並境内ノ坪數所屬財産ノ數額及賣買貸借等ノ關係
 - 四 教務又ハ說教ニ從事スヘキ者ノ本籍地現住所族稱氏名年齢及宗教上ノ資格
- 第十二條 前條第四號ニ掲ケタル事項ニ異動アリタルトキハ其旨五日內ニ管轄地方廳ニ届出ツヘシ

第十三條 教務所又ハ說教所ヲ移轉セントスルトキハ左ノ諸件ヲ具シ管轄地方廳ノ

認可ヲ請フヘシ

- 一 教務所又ハ說教所ノ名稱及所在地名
- 二 移轉スヘキ地名
- 三 第十一條第三號ニ掲ケタル事項
- 四 移轉ヲ要スル理由

第十四條 教務所又ハ說教所ノ名稱ヲ改メタルトキハ左ノ諸件ヲ具シ所轄地方廳ノ

認可ヲ請フヘシ

- 一 教務所又ハ說教所ノ名稱及所在地名
- 二 移轉スヘキ地名
- 三 第十二條第三號ニ掲ケタル事項
- 四 移轉ヲ要スル理由

第十五條 教務所又ハ說教所ヲ廢シタルトキハ左ノ諸件ヲ具シ五日內ニ管轄地方廳ニ届出ツヘシ

- 一 教務所又ハ說教所ノ名稱及所在地
- 二 建立認可ノ年月日及廢シタル年月日
- 三 廢シタル理由

第十六條 第四條乃至第十條ニ依リ差出スヘキ願届書ニハ神社ニ付テハ受持神官又

ハ受持神官トナルヘキ者及氏子、信徒又ハ氏子信徒トナルヘキ者ノ總代二名以上寺院ニ付テハ住職又ハ住職トナルヘキ者及檀家信徒又ハ檀家信徒トナルヘキ者ノ總代二名以上連署スヘシ

第十七條 此規則ヲ施行スルニ付細則ヲ要スルトキハ地方長官之ヲ定メ臺灣總督ノ認可ヲ得テ施行スルコトヲ得

附 則

第十八條 從來ノ建立ニ係ルモノハ此規則施行ノ日ヨリ六十日內ニ第四條第十一條ノ手續ヲナスヘシ

第十九條 本島ノ舊慣ニ依リ建立シタル在來ノ社寺廟宇等ニハ此規則ヲ適用セス
△臺灣舊慣ニ係ル社寺廟宇等建立廢合合併移轉方(明治三十二年七月十一日臺灣總督府令第五十九號)

本島ノ舊慣ニ依リ社寺廟宇等ヲ建立セントスルトキ管轄地方長官ノ許可ヲ受クヘシ
既設ノ社寺廟宇等從來建立ニ係ル社寺廟宇ハ本令發布ノ日ヨリ三箇月內ニ其名稱及

所在地名ヲ管轄地方官廳ニ届出ツヘシ

本令施行ニ關シ細則ヲ必要トスルトキハ地方長官之ヲ定メ臺灣總督ノ認可ヲ受クヘシ

△團體ノ費用徵收及寄附金品募集ニ關スル規則(明治三十八年十一月二十五日臺灣總督府令第八六號)

第二條 神社、寺廟、祭祀、宗教ノ爲及第一條(水利、土工、衛生、教育、慈善、勸業其他公共ノ利益)ニ掲ケアル目的ヲ以テ寄附金品ヲ募集セムトスル者又ハ寄附ノ目的ヲ以テ會員、講員、贊成員等ヲ募集セムトスル者ハ何等ノ名義ヲ以テスルニ拘ラス左ノ事項ヲ具シ臺灣總督ノ許可ヲ受クヘシ

- 一 募集ノ目的
- 二 募集ノ方法
- 三 募集スヘキ金品ノ種類、數量(二年以上ニ亘リ募集スルモノハ年割豫定額二應以上ノ區域ニ涉リ募集スルモノハ認別豫定額)
- 四 募集ノ區域

- 五 募集ノ期間
 - 六 募集ノ金品處分ノ結了期限
 - 七 收支豫算
 - 八 本島内ニ於ケル募集ノ主タル事務所
 - 九 募集者ノ本籍、住所、身分、職業、氏名
 - 十 團體ニ於テ募集スルモノハ其名稱、事務所々在地及代表者ノ身分職業氏名前項第一號乃至第五號ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ其事由ヲ具シ臺灣總督ノ認可ヲ受クヘシ
- 神社、寺廟、教務所、説教所ノ神職、住職、布教従事者又ハ管理人ニシテ第一項ノ募集ヲ爲サムトスルトキハ氏子、檀家又ハ信徒總代三名以上連署ノ上出願スヘシ

△萬國及各國條約中宗教ニ關スル條項

○陸戰ノ法規慣例ニ關スル條約(明治四十五年一月十三日)

附屬書陸戰ノ法規ニ關スル規則

第十八條 俘虜ハ陸軍官憲ノ定メタル秩序及風紀ニ關スル規律ニ服従スヘキコトヲ唯一ノ條件トシテ其宗教遵行ニ付一切ノ自由ヲ與ヘラレ其宗教上ノ禮拜ニ參列スルコトヲ得

第二十七條 攻圍及砲撃ヲ爲スニ當リテハ宗教、技藝、學術及慈善ノ用ニ供セラレタル建物、歴史上ノ紀念建造物病院並病舎及傷者ノ收容所ハ同時ニ軍事上ノ目的ニ使用セラレサル限り之ヲシテ成ルヘク損害ヲ免レシムル爲必要ナル一切ノ手段ヲ執ルヘキモノトス

被圍者ハ看易キ特別ノ徽章ヲ以テ右建物又ハ收容所ヲ表示スルノ義務ヲ負フ右徽章

章ハ豫メ之ヲ攻圍者ニ通告スヘシ

第四十六條 家ノ名譽及權利、個人ノ生命、私有財産並宗教ノ信仰及其遵行ハ之ヲ尊重スヘシ

第五十六條 市區町村ノ財産、並國ニ屬スルモノト雖宗教、慈善、教育、技藝及學術ノ用ニ供セラル、建設物ハ私有財産ト同様ニ之ヲ取扱フヘシ

右ノ如キ建設物、歷史上ノ紀念建造物、技藝及學術上ノ製作品ヲ故意ニ押收、破壊又ハ毀損スルコトハ總テ禁セラレ且ツ訴追セラルヘキモノトス

○戰時海軍力ヲ以テスル砲撃ニ關スル條約(明治四十五年一月十三日 布)

第五條 海軍力ヲ以テ砲撃ヲ爲スニ當リテハ指揮官ハ宗教、技藝、學術及慈善ノ用ニ供セラ、ル建物、歷史上ノ紀念建造物、病院並病者及傷者ノ收容所ハ同時ニ軍事上ノ目的ニ使用セラレサル限之ヲシテ成ルヘク損害ヲ免レシムル爲必要ナル一切ノ手段ヲ執ルヘキモノトス

住民ハ看易キ徽章ヲ以テ右ノ建物、紀念建造物又ハ收容所ヲ表示スルノ義務ヲ負フ右徽章ハ堅固ナル方形ノ大板ニシテ對角線ノ一ヲ以テ上部ハ黒色下部ハ白色ノ兩三角形ニ區劃シタルモノナルヘシ

○亞爾然丁共和國修好通商航海條約(明治三十四年十月一日 布)

第十一條(第二項) 又該臣民若ハ人民ハ良心ニ關シ完全ナル自由並ニ現行法令ニ從テ公私ノ禮拜ヲ行フノ權利ヲ有シ且特ニ便宜ノ場所ニ設置保存セラレル、所ノ埋葬地ニ於テ同シク現行法令ニ從ヒ其宗教上ノ慣習ニ依リ自國人ヲ埋葬スルノ權利ヲモ享有スヘシ

○伯刺西爾合衆國合衆國修好通商航海條約(明治三十年二月二十二日 布)

第十一條(第二項) 該臣民或ハ人臣ハ良心ニ關シ完全ナル自由及現行法律、勅令及規則ニ從テ公私ノ禮拜ヲ行フノ權利並ニ其宗教上ノ慣習ニ從ヒ埋葬ノ爲メ設置保存セララル所ノ適宜ノ地ニ自國人ヲ埋葬スルノ權利ヲ享有スヘシ

△智利共和國修好通商航海條約(明治三十九年十一月六日 布)

第十一條(第二項) 又該臣民若ハ人民ハ良心ニ關シ完全ナル自由並ニ現行法令ニ從テ禮拜ヲ行フノ權利ヲ有シ且特ニ便宜ノ場所ニ設置保存セラル、所ノ埋葬地ニ於テ其宗教上ノ慣習ニ依リ自國人ヲ埋葬スルノ權利ヲ享有スヘシ

○哥倫比亞共和國修好通商航海條約(明治四十一年十二月十二日 布)

第十條(第二項) (智利共和國修好通商航海條約第十一條(第二項)ト同文ニ付署ス)

△希臘國修好通商航海條約(明治三十二年十月十二日 布)

第十二條(第二項) 該臣民ハ良心ニ關シ完全ナル自由及現行法律、勅令及規則ニ從テ公私ノ禮拜ヲ行フノ權利並ニ其宗教上ノ慣習ニ從ヒ埋葬ノ爲メ設置保存セラル、所ノ適當便宜ノ地ニ自國人ヲ埋葬スルノ權利ヲ享有スヘシ

△日露通商航海條約(明治四十年九月十一日 布)

第一條(第四項) 兩締約國ノ一方ノ臣民ハ他ノ一方ノ版圖内ニ於テ、良心ニ關シ完

全ナル自由ヲ享有シ及法律、命令及規則ニ從テ公私ノ禮拜ヲ行フコトヲ得並其宗教上ノ慣習ニ從ヒ埋葬又ハ火葬ノ爲メ設置保存セラル、適當便宜ノ地ニ自國人ヲ埋葬又ハ火葬スルノ權利ヲ享有スヘシ

△秘露共和國通商航海條約(明治三十年一月九日 布)

第一條(第四項) 兩締盟國ノ一方ノ臣民或ハ人民ハ他ノ一方ノ領土内ニ於テ良心ニ關シ完全ナル自由及法律、勅令及規則ニ從テ公私ノ禮拜ヲ行フノ權利並ニ其宗教上ノ慣習ニ從ヒ埋葬ノ爲メ設置保存セラル、所ノ適當便宜ノ地ニ自國人ヲ埋葬スルノ權利ヲ享有スヘシ

△清國通商航海條約(明治二十九年十月二十九日 布)

第四條 日本國臣民ハ家族、雇員及僕婢ト共ニ現ニ外國人ノ居住貿易ノ爲開キ又ハ將來開クヘキ所ノ清國ノ諸港諸市ニ往來シ、住居シ、商工業製造業ヲ營ミ又ハ其他一切合法ノ職業ニ從事シ且其商品及携帶品ヲ搭載シ前記諸開港地ノ間ヲ隨意ニ

往來スヘク又其ニ於テ外國人ノ使用及占有ノ爲メ既ニ選定シ若ハ將來選定セラレ
ヘキ地域内ニ於テ家屋ヲ賃借賣買シ地所ヲ貸借シ、寺院、墓所、病院ヲ建設スル
コトヲ得

但シ此等一切ノ事項ニ付最惠國ノ臣民或ハ人民ニ現ニ附與シ若ハ將來附與スヘキ
モノト同一ノ特權及免除ヲ享有スヘキモノトス

所管沿革の概要

明治三年七月民部省に社寺掛を置かれて、閏十月寺院寮と改めらる（明治二年七
月民部省を同八月民部大藏省合併同三年七月更に分省）同四年七月民部省廢せられ
て、大藏省に戸籍寮社寺課を置かれ神祇官所管外のことを掌ごらる、同年八月神祇
官を神祇省と改稱せらる、同五年三月廢省、同月教部省を置かれ大藏省社寺課を廢
し社寺の事務は渾て教部省に屬することとなり、同十年一月教部省は廢せられ内務
省に（明治六年十一月）社寺局を設置せらるゝに至れり、同三十三年四月社寺局は廢
止せられて神社局宗教局を置かれたり

大正二年六月宗教に關する事務は文部省の管理に移されて同省に宗教局を置かれた
り、現行文部省官制（抜抄）左の如し

第一條 文部大臣は教育、學術宗教に關する事務を管理す

第四條 文部省に左の三局を置く

専門學務局、普通學務局、宗教局

第六條の二 宗教局に於て左の事務を掌る

- 一 神佛各派、寺院、宗教の用に供する堂宇其他宗教に関する事項
- 二 古社寺保存に関する事項
- 三 僧侶及教師に関する事項

大正二年六月改定文部省分課規程(抜抄)左の如し

第四條 宗教局に第一課、第二課を置き其事務を分掌せしむ

第一課に於ては左の事務を掌る

- 一 教派、宗派、教會、僧侶、教師其他宗教に関する事項
 - 二 他課に屬せざる事務
- 第二課に於ては左の事務を掌る

- 一 寺院佛堂に関する事項
- 二 古社寺保存に関する事項

編者曰く以上は「宗教要覽」に報告せる記事の全文なるも、官署的の文字は敬稱的の文字に編者自ら改めしものに過ぎざるなり

● 各本山御用達 ●

佛像佛具 一切卸小賣

定價表郵券四錢



御入京ノ節ハ陳列場へ御來車被下度
是レ迄トハ一層勉強仕各宗ノ佛具ヲ
陳列仕置候

大 佛 師

入 五 西 橋 小 條 三 都 京

治 總 田 藤 堂 法 三 部 卸

入 東 橋 小 條 三 都 京

場 列 陳 具 佛 堂 法 三 部 賣 小

番 九 五 二 四 阪 大 番 一 七 〇 二 京 東 座 口 替 振
番 三 十 八 百 七 千 二 話 電 長

大正六年九月十五日印刷
大正六年九月二十五日發行



編輯者兼
發行

大阪市北區會根崎上一丁目十六番地

松岡良友

印刷者

大阪市西區阿波座二番町一番地

堀越幸

印刷所

大阪市西區阿波座二番町一番地

堀越進堂

發行所

大阪市北區會根崎上一丁目十六番地

大阪佛教社

大阪宗教要鑑

定價貳圓五拾錢

新しき抱負の許に企てたる新叢書

近刊豫告

編輯主任 井上秀天 著

譯述編

各專門大家諸博士推獎

大鏡閣發行

東洋道話叢書

東洋を中心として古來の物語、寓話、童話の一切を包含せる説話の全集

- 第一編 印度小話集
- 第二編 波斯小話集
- 第三編 禪學小話集(支那之部)
- 第四編 禪學小話集(日本之部)
- 第五編 儒教物語集
- 第六編 聖書物語集
- 第七編 アラビヤ小話集
- 第八編 トルコ小話集
- 第九編 埃及小話集
- 第十編 日本神道小話集

印度小話集

最近刊

一冊の分量四六判凡四百頁

現代新釋 碧巖錄詳解

菊新版型袖珍六號組千頁餘

井上秀天 著

「碧巖錄」の註釋書は随分澤山出て居るが、何れも完全とは云へぬ。その多くは不立文字の楯に潜れて無暗と不可解振を發揮して居る、眞に解からぬから解からぬとするのか、解つても解からぬ振をするのか、何れも不都合な業と云はねばならぬ。禪宗の書物だからと云つて必ずしも然く不可解ではない。解釋の仕様一ツで初心者と雖も之れを導き之れを會得せしむる事決して難事でない。この「現代新釋碧巖錄詳解」は著者が如斯大自信を以て著したのであつて、その内容の充實せること、解釋の徹底せること、然して様式の新しきこと等都ての點より見て空前無比の新釋書たる事を斷言するに憚らない。(定價未定)

大鏡閣發行

三宅雪嶺序

理學博士 一戸直藏
河東碧梧桐
長谷川如是閑

三氏共著

大鐘閣刊

日本アルプス 縦斷記

アルプス 登山地圖

口繪寫真十八葉
三六版布表紙裝

壹圓廿錢

八錢料

三者の之れを説く、自ら特色あり、即ち一戸博士は理學的に、如是閑氏は哲學的に、碧梧桐氏は藝術觀的に、おのがじ、獨壇上に立ちて其の精を盡せるを看るべく、一讀山上靈氣の身に迫るを覺えん。

附録「登山の心得」は悉く著者の實驗より生る、登山者は必ず先づ之れを精讀すべし、然らば屢々看る彼の恐るべき失敗を未然に防ぐを得ん、卷頭所載の「踏破地圖」は其山形及び狀況等掌を指すが如く、共に完全なる道案内たり。

碧梧桐新著

我文壇の秘
神彩色の初
秘彩色の初
新藝術論
出づ

碧梧桐は斯ういふ

碧梧桐の現俳壇に於ける位地に就ては言を俟たぬ、本書はその直覺的批判に立脚する赤裸々の主張を、集録して餘す所なし、誠に新興藝術一方の光輝にして、文藝愛好者の見遁すべからざる書也。

大鐘閣發行

四六判總スーロ綴裝幀莊重

定價 壹圓貳拾錢 送料八錢

俳句よりの

でたる小學教話

發行忽ち三版

著 逕 紫 脇 森

自然と人間の間味

的興趣横溢せる我國古來の俳句中より特に優れたるもの意味深きものを撰び附するに一々お伽的或ひは道話的解釋を以てしたれば、一方兒童の好讀物たると同時に、一般學校及び家庭の好話の資料たることを信じて疑はず。

四六判裝釘瀟洒

定價 五拾錢
送料 六錢

大 鐘 閣 發 行

世界的文學の蒐集

東洋大學出版部發行大鐘閣發賣

文學寶典

總クローズ綴菊判
紙數一千餘頁美本
定價參圓五拾錢
送料拾六錢

文學博士 井上圓了君校閱
伊賀駒吉郎 著

論語新解及び基督山上の垂訓を始めに置き、古今東西に涉りあらゆる高級文學通俗文學の總ての種類を網羅しその精を採り粹を撰び或ひは梗概を序し、附するに一々丁寧なる解説を以てしたる眞に世界的文學の一大體系にして何人も一冊を備へて活修養活品性の一法とすべき書也。

西村天囚著 日本宋學史 定價貳圓 送料十二錢
同 學界の偉人 定價壹圓六拾錢 送料八錢

碧瑠璃園著

その依に著るれは確説小るに
 史記多し 實體說

天覽

碧瑠璃園の小説は單に興味と通俗的讀物たるとのみにて
 描かず、此種宗教傳記の如何に宗教的意義を體し光輝を
 有するかを見るべし

大鐘閣發行

親鸞聖人

四版

總クローズ綴
 裝釘 莊重
 四六判五百六十頁
 定價壹圓參拾錢
 送料八錢

弘法大師

九版

總クローズ綴
 裝釘 極美
 菊判五百頁上製
 定價壹圓貳拾錢
 送料八錢

本部推獎 金光教祖

定價九拾五錢

送料八錢

天理教祖繪傳

定價拾五錢

送料四錢

碧瑠璃園傑作叢書第一編

二宮尊徳

附尊徳遺稿

總クローズ綴美本
 紙數七百五十頁
 定價壹圓貳拾錢
 送料八錢

碧瑠璃園著 縮刷

上覽台覽

兩書 共に文省の認定
 (版七十三)

古今の大理財家二宮尊徳翁と、刻苦勵志を立てたる忠孝兩全の士渡邊華山は共に吾等後進の範とすべき偉人なり、本書の年を経て賣行を増せる又故無きにあらず。

碧瑠璃園傑作叢書第二編 渡邊華山

附逸事餘録

總クローズ綴美本
 紙數七百五十頁
 定價壹圓貳拾錢
 送料八錢

大鐘閣發行